

5
2
87

日本漂流譚

止

日本漂流譚

5
87

館書圖京東				
	ハ		五	
	七			
冊	號	架	函	類門

小國民主筆石井氏司先生編述

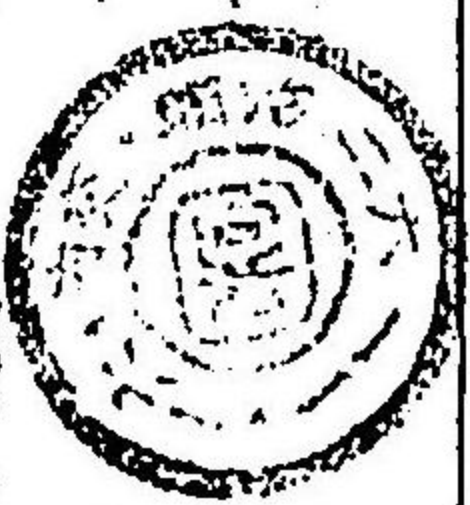
日本漂流譚

第二

東京

學齡館發兌

第二編自序



享和元年九月二日南蠻船一艘肥前黑瀬沖ニ漂着ス乗ル所九客アリ日ヲ始メ四十四人纜ヲ知問ニ解キテ世禮別ニ向ヒ洋中颯ニ遭ヒ死亡幾ント盡キ今斯ノ如シト平戶藩事ヲ幹シ之ヲ硫黃島邊ニ護送シ收ムル所ノ質ト戎器ヲ還附シ薪水ヲ給シ放テ其歸航ヲ諭シ始テ沿岸ノ警備ヲ解ケリ抑夫ノ漂客ハ何人ソヤ久シク饑渴ニ苦ミ形瘦セ骨立チ自ラ起ツ能ハザルノミナラズ過半ハ婦女幼童ナリ事知ルベキノミ而ルヲ我之ニ應ズルニ小早船鯨船

傳馬船ノ屬六十九艘士卒五百七十餘人ト之ニ稱ヘル器械ヲ以テス何ゾ其海事ニ怯ニシテ兒戲ニ類スルヤ殆ント言フニ忍ビザルナリ事小ナリト雖モ推シテ我國當時ノ形勢ヲ察スルニ餘リ有ラン唯此時海運未タ開ケズ國人未タ宇内ノ大勢ヲ知悉セザルヲ以テ纍卵中ニ在リテ能ク晏如タルノミ今日ヨリ之ヲ觀レバ豈悚然トシテ寒心セザルヲ得ンヤ今ヤ海事ノ元氣ハ盈滿シ遠航ノ船艦常ニ洋上ニ旁午シ復タ舊觀ヲ留メズ洵ニ雄ヲ五洲ニ稱スルニ足ル然リト雖モ今日ノ敵ハ半死ノ漂客ニ非ズシ

テ赧々タル健兒ナリ敗餘ノ漂船ニ非ズシテ峨々タル鉄艦ナリ若シ一着ヲ誤レバ僅カニ薪水ヲ給スルニ止ラズ宗廟社稷ヲ擧テ彼ガ航行ノ資ト爲サルヲ得ズ嗚呼今人ノ百年前ノ形勢ヲ觀テ寒心スルコト夫レ斯ノ如シ遠ク千百歳後ノ人ヲシテ今日ヲ觀セシムレバ果シテ如何ノ感カアル第二編ノ成ルニ際シ古今ノ形勢ニ感アリ録シテ序言ニ代フ

石井研堂識

例言

- 一 本書は兒童に海事を知らしめ國民教育の一助と爲さんと欲する目的にて編述せり
- 一 書中徳川時代を限りて取るものは其已前の記録の寥々徴すべきもの少きに由る
- 一 各談漂人の口供書及び漂人に就て聞き取り記したる當時の雜記等に據りて述ぶ
- 一 漂人の言ふ所今日より見るときは誤謬なしといひがたし漂着の地名其他風俗禽獸草木等は最終の篇に圖畫を挿みて考證する覺悟なれば一々辨正せず
- 一 行文はつとめて事實を直寫するを主とし敢て妄りに推測語を下さず

一 圖畫はすべて新に加へたるものなり原本より描寫せるものは特
に其出所を附記すべし
一 毎篇紙數の都合に由り年代の前後交錯せるものあり亦最終篇に
附記すべき年表の出るを待つべし

編者再識

目次

第一編

- 一 越前の人韃靼に漂流し明韓を経て故郷に歸る 一丁
- 二 阿紀の人無人島に漂流し一板に縁りて故郷に歸る 二十七丁
- 三 尾張の人馬丹島に漂流し土人を欺きて故郷に歸る 三十九丁
- 四 志摩の人臺灣島に漂流し清國船に因て故郷に歸る 六十七丁
- 五 筑前の人保爾尼に漂流し萬死を出で、故郷に歸る 九十三丁

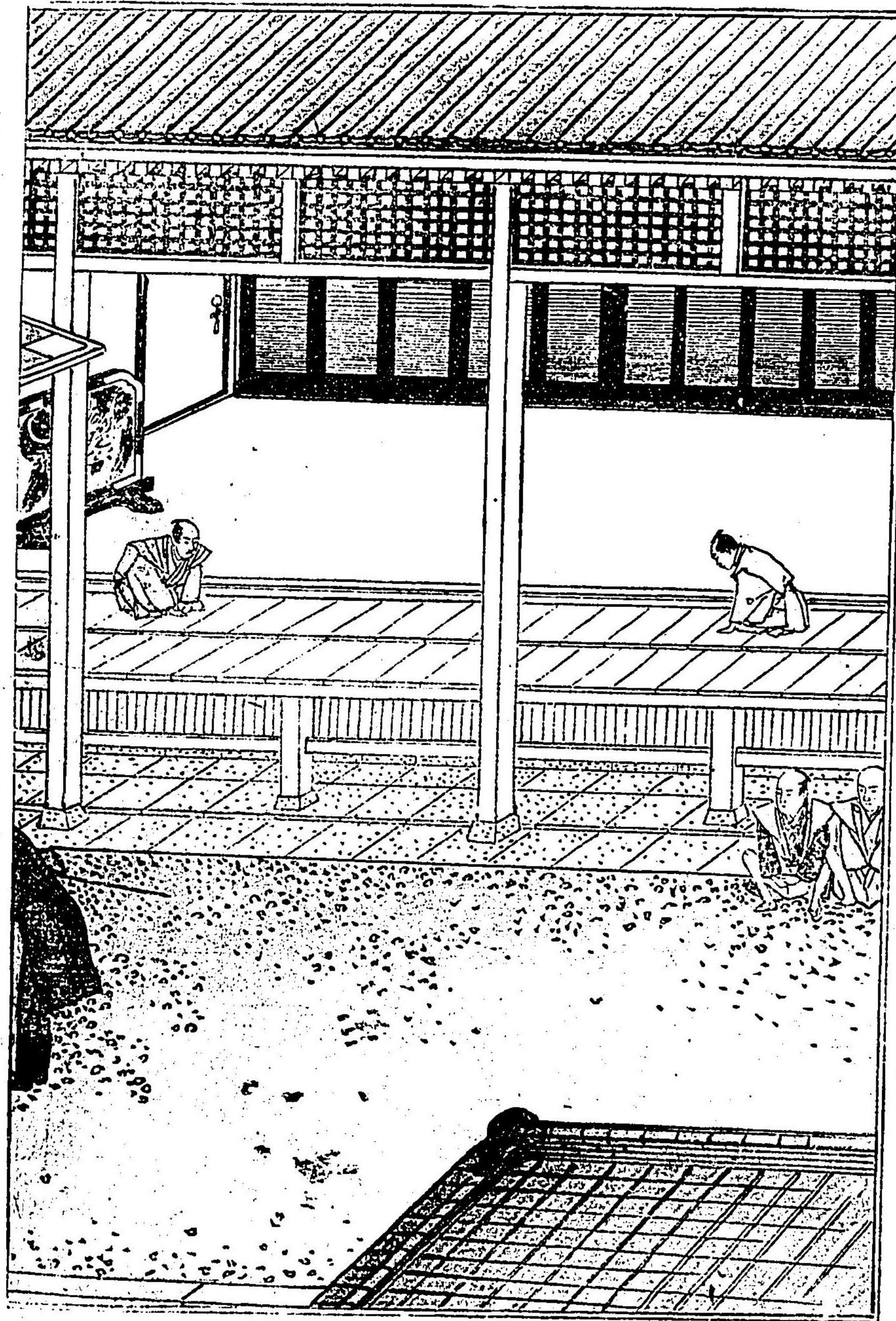
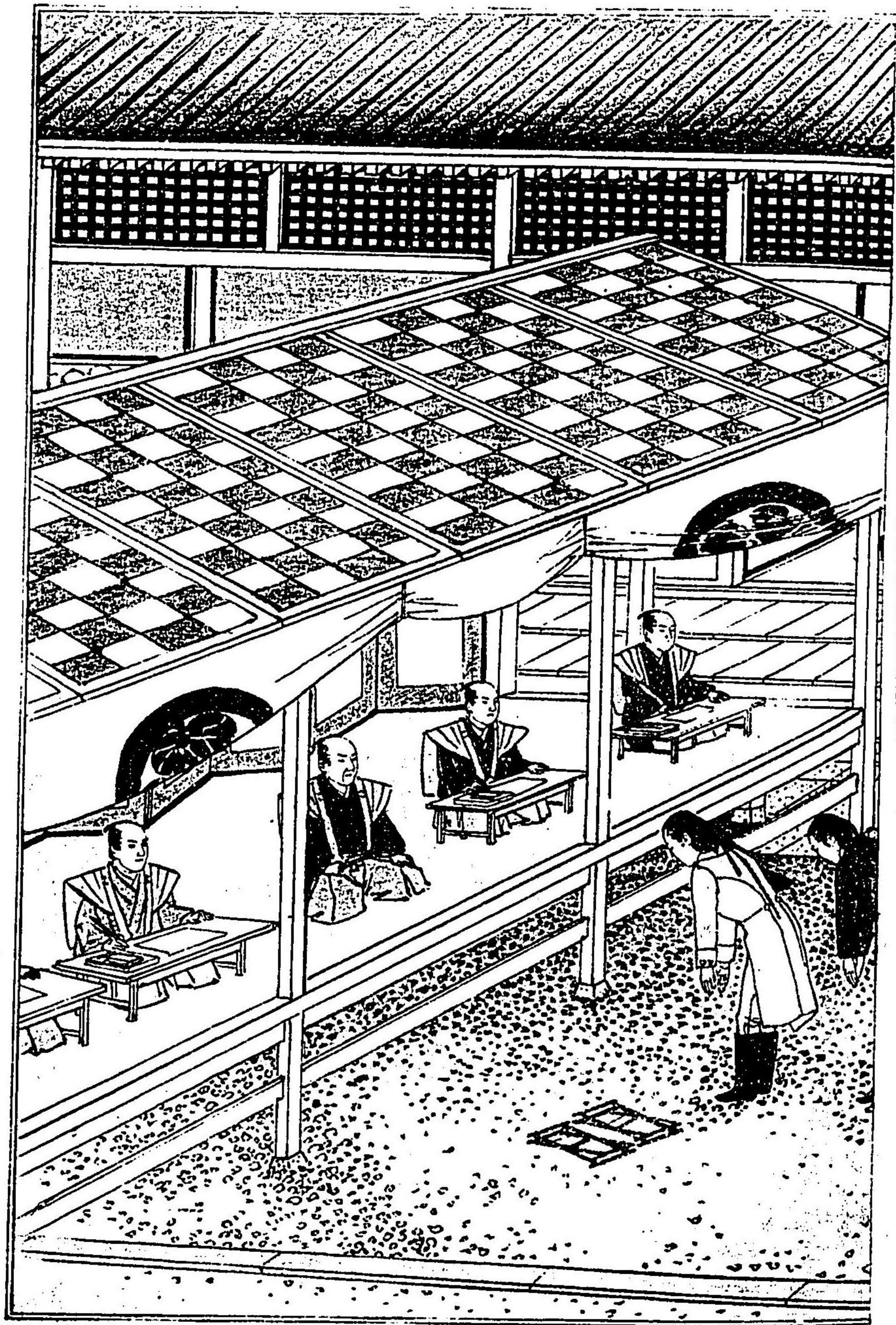
第二編

- 六 常人安南に漂流し同胞に邂逅して歸國す 一丁
- 七 遠人無人島に漂流し新漂船を得て歸國す 二十二丁
- 八 薩人支那に漂流し商船に便乗して歸國す 三十九丁
- 九 奥人支那に漂流し商船に便乗して歸國す 四十八丁
- 十 勢人魯西亞に漂流し十二年を経て歸國す 五十四丁

漂流譚



學齡館發行





本日 漂流譚。 第二編。

石井民司、編述。

第六談。 常人安南に漂流し同胞に邂逅して歸國す。

夫れ航海に従事するものは、蒼海を以て家となし、一たび纜を解きたる以上は覆没して魚腹に葬らるゝか、飲食を絶ちて餓死せんか、將た豫定の日に安全に歸航せんか、豫め知るべからざるなり。されは其業の危険なること甚し。然れども一囊金の貯なくして、數千里外の異郷に渡り、世人の未だ夢にも見聞せざる珍説奇話を齎し來り、再び一家團樂の席に談笑する樂みを得るは、九死に一生を得たる漂流者に非ざれば能はざるなり。是に於てか知る人生の大快樂は、大危険の中に在りて存することぞ。



本日 漂流譚。 第二編。

石井民司、編述。

第六談。

常人安南に漂流し同胞に邂逅して歸國す。

夫れ航海に従事するものは、蒼海を以て家となし、一たび纜を解きたる以上は覆没して魚腹に葬らるゝか、飲食を絶ちて餓死せんか、將た豫定の日に安全に歸航せんか、豫め知るべからざるなり。されは其業の危険なること甚し。然れども一囊金の貯なくして、數千里外の異郷に渡り、世人の未だ夢にも見聞せざる珍説奇話を齎し來り、再び一家團樂の席に談笑する樂みを得るは、九死に一生を得たる漂流者に非ざれば能はざるなり。是に於てか知る人生の大快樂は、大危険の中に在りて存することぞ。

大東海岸一帶の地なる、下總國銚子浦より、常陸國磯原浦に至る、僅かに十數里の間を航らんとする海上に於て、一朝無惨の虐風に遭ひ、幾多の酸苦を経て遂に安南に漂着し、圖らずも奥州小名濱の漂客三人と邂逅し、二人は客地に病死し、残る七人恙なく、清國商人の救助を受け、再び我が長崎に還るとを得たる、其の事の始終を尋ぬるに、これより先き常陸の國水戸藩磯原村船頭禪宗左源太年三十五、同水主禪宗友七年四十九、庄兵衛年四十一、法華宗吉四郎年三十八、善右衛門吉十郎の六人、同村彌八郎の持船なる、十一反帆姫宮丸に乗組み、明和二酉年（今より百三）十月十五日奥州小名濱に渡り、牧野越中守の米六百二十俵をうけとり、同しき二十五日に荷積みを了り、同日の黄昏時に帆を揚げ、同廿九日九ツ時（今二時）下總國銚子浦に着船し、十一月朔日に積荷を悉く陸揚げして、浦役人の受取証を取り、同月五日辰刻に歸帆の纜を解きけるが、折ふし風

は順ひ帆は孕み、船足飛ふか如くにぞ走りける。

船は追手にまかせつゝ、北方さして走りゆき、凡そ六七里も來りつらんと思ふころ、西南の暴風俄かに起り、東の沖へ吹き流されければ、急に帆をれろし碇を二つまでれろしたれども、更に其の甲斐あらざれば、帆柱を切り倒し、貨物を投げ棄て、少しにても風の勢を殺がんとするに、激浪高く迸りて、潮水船中に打込むにぞ、一同力を極めて之を汲み出せども、一升汲む間には一斗も溜り、逆も力に及はされは、今は是れまでなりと一同覺悟をさだめ、髻を切りて神佛に祈誓をこらし、大綱をたらしにひかせゆくより外はなかりけり。

かくて東北の方へ吹流されつゝ、定かに何處とは知れねど、奥州相馬の浦にもやあらんと思ふ沖に至りしは、六日の暮方にして、風少しく靜まり、西北の向きに變りけり。曾て古より難風に遭ひて北洋へ流され

し者は生きて歸れる例なく、西南に流されたる者は恙なきを聞き及
 べるもありければ、此風こそ我等を助くる神風ならめと少しく力を得
 て碇のたらしを引揚げ、帆桁を挽きて柱となし、十二反の帆をほ八反に
 作りかへ、東南の方へ吹かれつゝ、早筑波の峯を望むも遠かるまじと心
 ひそかに喜びしに、又八日の日暮より、北風大に吹き出し、且つ大雨さへ
 降り加はり、西南の方へ走ると全く二日に及びぬれば、島山等の目にさ
 へざるものは少しもなく、夫より西北風に變りて、十一日まで走りつめ、
 是に於て全く方位を失ひ、同夜より十二日までは、酸風辛雨に雪を交へ
 て西より吹き暴れ、東洋と覺しきに流されければ、綱は全く縦ち流るゝ
 まゝに引かすれども、風はいよく、當り強く、船傾きて今にも覆らんと
 するにぞ、又帆桁をも切り折り、傳馬船を突き放して放流し、所詮人力の
 支ふべきにもあらず、唯生死を天に任せんのみと、三日三夜が間吹き流

され、何處の海上とも知らず漂ひて、今は全く生きて還るべき望みの綱
 も絶へ果てけり。去るほどに十五日の五ツ時頃前今八時風少しく和ら
 ぎたれば、垂らしの綱を取上げ、さきに切りすてたる帆桁の、船中に倒れ
 てありしを、これ幸ひと水棹等を巻添へて柱を作り、切り残りの帆を僅
 かばかり掛け、西南さ
 して走りたり。
 糶米は始め五斗許
 り備へ、飲水は銚子に
 て汲み入れたるのみ
 なれば、此時すでに乏
 しきを告げぬ。一同
 は今後の程も圖り知



りがたければ、先づ此二品を節すること、肝要なれど、談合して、水桶には錠を施し、妄りに飲むを禁じ、降雨の時には器物を残らず出して、粟を承け留め、米は六人にて一日一升ほどづゝ炊きて食となし、薪も全くつきたれば、船具を割りて、焚けるが、食物の乏しきたため、力脱けて薪割るにだも困じけり。

十三日より、来る日も来る日も西北の風休む時なく、廿三日に至るまで、同じさまにてありけるが、茲に見知らざる大鳥の、舳艫に近く飛び翔るを見て、何れもあやしみ、さてくかくかはりたる鳥を見る上は、故國を去ること必ず遠かるべし、哀れ天運拙き身の上かな。など打ち語らひて、互に袖を志ぼりけり。さて廿三日の四ツ時(今の午時)よりは、東風にて舟は申酉の方へ流れけるが、此時は糶米益乏しく、一日に米五合位づゝを炊きて六人の食に充て、其後は漸々其量を減じ、米二握り位づゝを、

六人一日の食に充つることゝなりぬ。然るに鱈といふ魚の、船の前後に浮み躍るを見つけしかば、これ誠に神の興へ玉ふ所なるべしと、板釘をぬきて釣となし、麻苧にて綸糸をつくり、いさゝかの餌を付けて波間に投げ試みしに、三日にして三尾の獲物ありしかば、之を食として食糧四日分を食ひ延ほし、船は東風にて毎日西へくく漂ひぬるに、十二月十日の朝に至り、始めて一點の山を見ることを得たり。されは六人皆大に喜び、かしこには必ず人里あるべしとて、顛へる脚をふみしめく辛く身を起して船を寄せけるに、口惜しや人の氣もなき焼山の島なりけり。其の島のはどりに猶六七島もありしかど、何れも無人の荒島なりければ、一同又も大に力を落したり。されど斯く小島のある上は、此より西の方には、定めて國土のあるべしとて、少しく元氣を取り直し、風に任せて晝夜の別なく走らせたり。此時は船中六人の食物は、僅かに米

一升五合許あるのみにて、平日の一日分にも足らざるなり。如何に湯の如き粥を啜るとするも、今より數日にて食を得る道なければ、六人は見すく餓死するの外なし。日毎に炊く二々握りの米は、己の肉を割きて啖ふよりも尙切なく、力なき頭をもたけて、四方邊に見やれども、唯目を遮ぎるは波濤の高く立つのみにて、島てふ島の影たに見えず。かくては何時陸地に寄らるべしとも覺えねは、寧ろ一ト思ひに入水して、此苦みを避けんかと思ひしことは度々なれど、又熟々と思ひかへせば、同じく死なば船中に枕を并べて斃るべし、若し死骸を載せたる船の、いづくにか漂ひて、陸地に着することのありもせんに、萬一其の地の日本國ならば我等が最後の有様を、あはれと吊ふ人もありなん、假令然らずして萬里の殊域なりとも、其の地の人に、大日本國男兒の死骸なりと知らしめんこと、亦快よからずや。と萬苦の中にも唯一片の大和魂を

失はずして、水底の藻屑と消えなんことは思ひとゞまりぬ。

陸地を見るは今日か明日かと、日々首をさしのべて七夜ばかりを明す程に、十七日の五時（今ハの晝）西南に當りて霞の如く山を見しゆゑ、一同のよろこびいはんかたなく、直に彼の山さして近づきしに、漁船一艘見付けたり。始め先月五日に吹流されしより、東へ流れ南に漂ひ、たゞの一日も安き心なく、四十餘日が間うき艱難を重ねつゝ、始めて人てふ人を見しとなれば、其なつかしきといかばかりぞや。聲高に呼びて救を乞はんとすれども、久しき飢ゑ疲れにて思ふやうには聲もえ立てず、筥をとりて招がんとすれど、力失せてそれたにかなはず、足立ちがたくて度々倒れけり。左右する中に彼の漁船は此方を見て忽ち何處ともなく漕ぎ去りしかば、兎も角も汀に漕ぎよせんとするに、遠淺にて近よりがたきにぞ止むことを得ずして岸より遙かに隔たる所に碇をれる

し先づ一兩人上陸して様子を見るべしとて、米を買ふために四百文の
 錢を携へて、船中にては脚も立たざるほどに疲れ衰へたる身の陸に上
 類をさしげ、船中にては脚も立たざるほどに疲れ衰へたる身の陸に上
 る嬉しさに、覺えず足をばこびて安々と打渉り、岸へどこそはつきにし
 が、二人の上陸を見つけ、手々に竹槍山刀を携へて、七八十人打揃ひ汀を
 指して來るあり。其の體たらく、惣髮にて齒黒く、何か赤きものにても
 食ひたらんやうに、口の兩端に赤き汁付きていみじうれそろしき有様
 なりければ、兩人一時は大に驚きしかど、今となりては、たとひ遁げんと
 するも道すまじ、飢ゑて死するも彼等の手にかゝりて死するも、死する
 に二つはあるべからず、鬼なりとて如何はせんと、屹と心を定め、れづ
 れづ近よりて言葉をかくるも、少しも通ずる氣色なし。よりて庄兵衛
 身をかゝめ、砂上に日本水戸國と書き示せば、本の字不審の様なりしゆ

る、眞字に書き改
 めしに、はじめ
 了解なせし様子
 見えたるに、甚
 た飢に逼りたれ
 は何にても食物
 を給はれど、仕形
 にて乞ひけるに
 彼も種々の辭を
 出せども、何を言
 ふやら一向に通
 ぜざるゆゑ、庄兵



衛は舟に還り、事
 の仔細を告げ、左
 平太十三郎も上
 陸し、米の字を砂
 に書き示せしに、
 直ちに米四升ほ
 ど持來りて與へ
 けり。餓虎に肉
 を見するの譬に
 もれず、久しく餓
 るたるとなれば、
 米を見るより直

ちに打ち寄り、一ト握りづ、取りて頬張り、尙一ト握りをかまんと手を
 かけしに、土人ども其手をれさへ、生米は腹に中るべければ、飯に炊きて
 食すべしと仕形するにぞ、此方より船中にも猶二人残り居れば、其者に
 も與へたしと、仕方にて知らせ、船に持ち行きて少しづ、嚙ませ、残り
 は、飯に炊きけり。然るに土人ども粥を持ち來りて與へたれば、陸上の
 四人にて先づ之を少しづ、食ひ、暫くありて日暮方、又かゆを與へられ
 けり。此時一同の喜びは如何なりしか、中々筆紙につくし難し。然る
 に其日も暮れて夜となりしに、角柱に穴をあけたる足かせを持來り、四
 人の足を片々づ、一ツ木にはめ、兩端を繩にて縛りけり。もとより逃
 けよと逐廻さるゝも、立居もならざる者のみなれば、如何なる憂目に逢
 ふも、手向はん術もなく、爲さるゝがまゝに打ち任せ、此夜はやがて濱邊
 の砂上に打ち臥しけるこそ哀れなれ。

明る日、残りの二人をも船より上げ、足かせをばめて、六人同座せしめ、
 一人づ、裸體にして改めぬ。此時漂客の懷中に、金子九兩ありしが、空
 しく取上げらるゝはいたましゝとて、袖より袖へと次第に送り、遂に隠
 し果せるが、彼と我との言語の通はぬは、此計を成すに最も便利を與へ
 たり。土人ども、衣類荷物等を改めて持ち運び、船を海より川の内へ引
 き込み、其の中にれきつる四貫の錢をも沒收して、一同を砂上に置くと
 七日に及びぬ。此間の食事は會長にて調へたるを食せしなり。始め
 の程は八十人ほどの番卒なりしが、後には六七十人となりぬ。其の地
 の氣候は冬にも似ず、日中は早り強く堪へがたければ、土人が作りたる
 さゝやかなの日除にて、僅に暑氣をは凌ぎけり。
 廿三日夜五ツ時、今ハの時に、一同の足かせをとき、二三町隔りたる村落
 の空屋に連れゆきて、村役人ども思しき者の家に引き出し、何事やらん

種々尋問の有様なれど、少しも通ぜざれば、何と答も出来かねしに、其後は廿五日まで、繩にて片足づゝしはられて空屋に暮し、遂に此處にて新年を迎へぬ。

抑も此地は南安國マイニテ濱と稱する村にて、人家五六十軒あり。家作は悉く草おきにて、内は大概土間なり。寢所は床の上にごさをしきて其の上に伏し、戸は革に押縁を當てたる廻戸のみにて、引戸とは更になし。正月の有様、葉竹一本づゝを門に立て、新衣を着て互に祝賀を言ひかばすこと、をさく我國に變るとなし。唯我國ほど角立ちて見えざるのみなり。男女の正月の遊びに、さぎてうに乗るを見しが、其法細竹二本を下げて板の兩端へつらぬき、下より楔にてとめ、板の上二人づゝ乗り、突きれとして振り揺かし、後には乗る人自ら振りて遊ぶなり。

十五日よりは、人夫二人づゝ、漂客につき添ひて、近所の家々を廻り、米を乞ひて之を食することゝなりしが、今日までの食事は、前に没取せし四貫の錢にてや賄ひけん、いといふかし。かくて日數ふるまゝに、漸く心安き家も出来たれば、春挽の手傳などをなして米を乞ひ、露命をつなぎけるが、二月に至れば、何事にか此地往來の人いと繁くなりて、中には足を止めて漂客を観るもの多かりしが、たま〜ユククワンサンといへる清人あり、我國の言葉にて談話などせしゆゑ、何れもなつかしきと限りなく、まづ歸國の便りを問ひたるに、いと心易きとなりとて、同道して役所に至り、何事か役人と談じて立歸りけり。さていよく長崎に歸るを得べきや否やと問ひたるに、唯易きとなりと答ふるのみにて、何れへか行きけり。其後二月廿三日に至りて、彼の人再び來り、いよく日本に帰るべければ、先づこゝより南方十五里ほどに當れる、ホイ

アンといふ港口に往くべしとて、廿六日に六人を率ゐて、諸役人に分れ
 を告げ、共に此方の船に乗りて發せしが、風順ならずして各所に繋り、内
 川へ一里ほど引船して、三月朔日に至り、漸くホイアンの湊に着きぬ。
 翌日ユククワンサンに従ひて役所に至りしが、彼が其の役人と話せる
 所は何事なりけん六人の耳には更に通ぜざりしかども、米錢等を給與
 せられたるより推す時は、航海中の手宛を乞ひ求むるの相談なりしな
 るべしとぞ思はれし。さて役所を退きて船中に歸り、ユククワンサン
 を力にたのみ、六月まで同船にてくらし、其間に此方の船具の内、大
 綱引、網碇、水樽など、同人の意にまかせて賣拂ひしかども、代金は彼が受
 取りて、其の金額の幾何なりしやも告げ知らせず、定めて此時までの食
 費となりしなるべし。然るに此時清國商船十七八艘同港に碇泊した
 りければ、如何にもして之に船便を得、よしや日本までは叶はずとも、せ

めては清國まで
 なりとも渡りた
 き心の切なれば、
 此の由ユククワ
 ンサンに相談せ
 しに、金あらは米
 薪の費を船長に
 前納し、いそぎ便
 船を乞ふべしと
 の答へゆるこゝ
 に一同熟議をこ
 らし、金四兩をは



同人に托し、偏へ
 に周旋をたのみ
 しに、彼は其金を
 うけとりて、六月
 十五日に船を出
 でしまゝ、更に歸
 り來らず。され
 は今までは、まこ
 どの恩人と仰き、
 力とも杖とも此
 一人をのみ頼み
 たりしに、金を奪

ひしのみならず見すて、顧みざる不人情を思へば、憤恨やるかたなく、且つは彼を信せし後悔の程何に喩へん様もなかりき。然るに奥州磐前郡小名濱のもの三人、漂流して此地にありと、役人よりのしらせにより取りあへず三人にて訪問せり。萬里の波濤漂ひて、辛くも此の地に吹着けられ、何れを見ても故國を思ふ種となり、思案に餘る折柄なれば、日本國といふたになつかしきに、況てや僅かに十餘里をへだてたるばかりの隣國、奥州小名濱の知人なりしかは、奇遇とも奇縁とも更にいふべき言葉なく、唯父母兄弟にあひたる心地して、なほしか程は互にこれまで辛酸を語りつゞけ、且つはもろともに異國の土となることかなど打歎き、一同涙を流せしが、いつまでなげくも果てぬとなり、御身達の舟は損じたりとあらは、此方の船に同居したまへとて、彼の三人をばつれ來り、其後は九人等しく、いよせき船底に起き臥しぬ。

さて彼の三人のもの、來歴を尋ぬるに、是も同し年(明和)三の十一月、奥州磐前郡小名濱より、下總銚子へ渡らんとて、十二端帆住吉丸に、同村沖船頭善四郎上乘七兵衛等六人乗組み、米四百三十俵を積み、出帆せるに、同夜半より逆風に遭ひ、困じはてける折柄、またも翌々朝に至りて、西風烈しくして、波の高きに、楫を損じ、櫓を折り、進退自由ならずして、米二十五六俵をのこせる外は、悉く之を海中に打ちすて、一同髪を切り、七兵衛の脇差を海中に投し、偏へに海神の救助を仰ぎ、けれども、風向きは屢々變りて、其勢少しも怠らず、凡そ三十日はかりが間、いづくともなく漂ふ中、久しく雨ふらざりければ、十二日ころより飲料の水やうやくつき、善之丞、甚四郎等は、はや渴死したるにぞ、菰につゝみて、船の片隅に片つけられ、其悲しさはいふも中々愚なり。同廿六日の夜に、雨少し降りたれば、端舟桶類ありとあらゆる器を

並べて之を承け溜め漸く數日の渴をしのぎ、何國の洋とも知れず漂ひつゝ、鳥の影だに目につかぬ水天一色の青海原に新年を迎へ、丙戌年正月廿五日に至り、始めて山を見出しければ、一同勇みて乗り掛けしに、翌日晝ごろに至り、始めて陸に着くことを得たり。

三人は上陸して、こゝは如何なる國やらんと四方を見めぐらすに、遙かあなたの方に人家少しく見ゆるとき、惣髮にして、唐人の衣裝をなし、各附柄の鎗を携へたる五六人押しかけ來り、三人を取圍みしにぞ、日本の漂流人なるをいへども、互に言辭通ぜざれば、七兵衛腰をかゝめて、砂上に日本人無水と書き示し、に、彼等は合點せしにや、山陰に伴ひゆき、水の出る處を教へければ、之を飲みて渴を醫せしが、其時役人めける者、衆多の者を率ゐ來りて指圖をなし、船具を以て濱邊に小屋を掛け、船具衣類俵米等を悉く運はせて、其外に托かせける。

時に願はくは日本に歸國するを得せしめよと書き示せども、少しも通せず、役人は其まゝ立ち去り、墓方より八九人の番人を添へ、且つ煮肴を少しく贈り越したれば、飯は船具を焚きて炊きとゝのへ始めて飢をぞ療しける。

翌日役人兩人來りければ、『船に死人三』と書き示せしに、五人の人夫を船に遣はさるゝにぞ、與三郎久平次の二人伴ひゆき、三人の死骸を水桶一つに納め、一里ほど隔りたる山中に運びて埋葬したり。此間に七兵衛一人留りて小屋にあり、役人の検査を受け、るが所持金六兩二分、錢一、二百文ありけるを取上げ、他の各品は、封印して歸りぬ。二月二日のころ、右の役人一人來り、米手廻り物等を人夫に持たせ、三人を三里ほどつれゆき、安南國の内ナンエツといふ村落の空家を渡し、米雜品等を其内に積み入れ、晝は十人夜は十四人つゝの番人を附

けれきけるが、其後乗すての船を解きたるならん、船釘を三包みとなして送り届けゝる。

六月三日ころ、右の役人又來りて、荷物は人夫に持たせ、三人をは何處ともなく連れゆきしに、同十六日に至り、同國ホイホンユクといふ村にぞつきにける。かくて直ちに役所に詣りしに、役人は唯三人を一見したるのみにて、一町ほど離れし空家に入れ、翌日又役所に呼出し、前に取上げたる金六兩二分と、帆十二端、碇四頭、釘若干を陳ねれき、何をかいへども、漂客には少しも通ぜざりしに、丁錢十文を渡しければ、右品々を買上ると推量して之を受け取り、再び空家に歸りけり。此間番人一兩人づゝ、晝夜ともに附添ひ居たり。

同十九日に役人來り、これより又他所に送致すべきなれども、道中甚た難所多く、重荷は身の煩ひとなるべければ、米を賣拂ふべしと仕

形するに、より、丁錢六百文に賣り拂ひ、役人と共に川船に乗り、翌日上陸して十四五里を行き、同廿一日又川船に乗り、同國會安といふに着きけり。即ち役人と同道にて役所に出でけるに、先年より異國人漂着し、船住居せるものある趣なりしに、其異人とは圖らずも、兼て知れる常州磯原村佐平太庄兵衛友七吉四郎善右衛門なりければ、これよりは、九人同しく船住居を爲し、共に力を併せて歸國の願を立てにける。以下歸航までの事は本談に併せたるを讀みて知るべし。

月も改りて七月十三日に役所に出で、せめては清國までなりとも送り還されたと請ひしに、さして拒める色も見えざる故、十五日に又役所に赴き、同じき願ひを重ねしに、今年中には便船なしと、にべもにかわもなき返事に、一同の望み水泡となり、袂のかわくひまもなし。唯殺す神あれば活す神あり。ユククワンサンに放されし後は、不運を憐みて

目を掛け呉る、人甚だ多く、就中湊の傍に父子兩人にて住める一家の人々の如きは、特に誠をつくして力を添へ呉れたるにぞ、或日一同往きて其厚意を謝しけるに、種々の馳走をなし、且つ一同を率ゐて近所をあるき、米を乞ひて與ふるなど、全く久しき馴染のものゝ急を救ふに異ることなければ、一同も、各自の宿の如くに思ひて、朝夕訪問せし程に、追々知人も出来たれば、其後は更るゝ上陸して諸家の仕事助けをなし、僅はかりの米錢を得て、其日々々を凌ぎけり。

さて此ホイアン港は、前にも記す如く、海口より一里ほど川上に溯りたる地に、して家数は五六百軒もあるべく、家々の構造は表通りは皆瓦屋塗塀、裡通りは草ぶきにて、扉は二枚廻し戸を用ひ、内は少しの椽板を張りたる所あるのみにて、他は大概土間なれば、疊の如きは一切見ゆるとなく、寺は三ヶ寺ありて、何れも甚だ大ならず。一寺の本尊は女体の

像にて、額上に海國尊親と刻し、他の一寺の額面には、配徳金山宮とあり。薬師佛を本尊とし、前に關羽の像を安置せり。此土地の男女とも、色白きと我國人の如くにて、人品賤しからず。中には女は美麗にて、中以上の人は、しゆすどんすの衣服を着し、官人と見ゆるものは、日傘をさしかけさせて出入せり。

此地にて、火を焚くに、硫黄附木を用ひず、紙はくちにて吹き付くるに、暖國にて薪柴乾ける故にや、それにて火直ちに移るなり。四人の始め着岸せるとき、船道具を割り焚付くるに、附木なきため、大に困難せしとあり。食事するときは、シツホクと云へる、直径二尺ほどの圓膳に、汁菜を入れたる、大皿三四枚を並べて、三四人づゝ集り、匕と箸を用ひて食へり。我國のコレに出る資者は、米のみを用ひ、通常の菜は魚類或は豚鶏あひる等を常に用ふるが如し。又貴賤ともに木實と白粉と牡蠣灰を、カブ

といふ木の葉につゝみ、平生巾着の中に入れてき、時々食ひ、或は刻みて煙草に交へ之を嚼み、客人の饗應にも常に之を用ふれば、赤き汁にて、いづれも唇染み齒黒くなりをれり。四人のものも、之を試みたるをありしに、少しく澁みを帯びて、口中甚だ爽かなりき。衣類は貧者は木綿、中以上は紗綾を用ひ、其仕立は清人と同じ。れしなべて、かみ又は髭をそるゝなく、油を付けず、男女共に同じ衣類なれども、男はさしかねをばさみ、女は耳かねを下けたるにて、男女一見してまがふことなし。一日會安にて五歳許の女兒に、初めて耳かねを掛くるを見しに、釘の如き針にて耳たぶに孔をあけ、血留の薬をつけ、紙捻を貫けども、甚だしく苦痛もなきにや、其の女兒は更に泣き悲しむこともなかりき。

此國の氣候は、大に暖かにて、十二月の寒中にて、我國の四五月の如く、田稻青々として勢ひよく生長したり。而して、農産は砂糖を第一と

す。稻作は一年に二回づゝ、苺取り収むるをにて、一作は十一月に植て三月に苺り、一作は五月に植ゑて九月に苺り、一回苺り取りたるあとは一、二回休め、更るゝ耕作するなり。始め種子をれろすには、陸田に苗代を作りてまきつけ、田植は我國の如くなれども、倒に苗を持ち、根を分けて送り手に植ゑ、苺る時は穂首のみを中苺にして、小束に束ね、牛に踏ませ、てからをれとし、稻こきを用ふることなし。ある時清人に我國の稻こきを圖して示せしに、彼の國も同様なりと答へたるとありき。田を耕すには、二疋の牛に犁一挺を引かせ、鼻取といふものなし。牛は我國の産に比すれば、稍大きくして形少しく異なる所あり。鋤、鋤、まんのう等は、ははゞ我國に同じ。作物は、麥、稗、少しもなく、大小豆、粟もろこし、菜、大根、芋、茄子、なんばん、夕がほ、西瓜等の類は、我國に同じく、野菜の諸作は終年絶ゆるをなし。

此の時の物の價は、米ならは我國の一升ほどにて、清國錢十二文酒二十四文ほどなり。酒は其味我國のいり酒より辛く、香氣鼻を透し、殆ど此方の飲み得ざる如きものなり。木綿は上品にて一尺〔我が一尺五寸〕十五文ほどなり。安南錢は其形我國の鳥目に同じく、政和通寶太平通寶等の文字あり。地金の質も色もあしくして、碎け易し。清國人のばなしに、亞鉛を混ぜて作る由なり。清國錢も多く交りて通用するを見しが、金質善くして、我國にてもしはく見當る錢なり。此國の定めは、錢六十文を百文とするなれば、その一貫文は我が丁錢六百文に當るなり。トントンクンシの清國より亞鉛四五百貫を積み來り、當地にて賣り、錢一万二千貫文をうけ取りたるときは、漂客七人もたのまれて、四五日間貫指しの助けをなせり。緝は籐にてよりたるものなり。すべて通貨は錢のみにて、如何なる大取引も何千貫何万貫と數へて、金銀の通用は

更になきにや、小粒などは少しも見えざりき。

此國の産物は砂糖を第一となし、胡椒牛の角牛の皮象牙たうきやう絞藥種の類、其他孔雀鸚鵡鳥の如き鳥猫の如くにて尾長き獸等之に次り。象を見しときは、其牙至ッて小さく見えしが、抜き取りて賣品にしたるを見れば、長さ四尺廻り九寸ほどもありき。

此國人の他の人に對して禮するときには、必ず起ちて兩手の指を組合せ、腰をかゞめ頭を下ぐるなり。太刀の柄ふち目貫鏢鞘等は、我國の作りと同じく、さやまきは我國の三度拵の如く、卷金などになし、柄と鞘を絲の兩端にてしほり、左の肩より右の腰に下げ、上衣に帶なきゆゑに、帶刀はなし。剃刀は小刀の如く、裏は角にて柄を付け、柄を引廻して鞘となしたり。清國人の用るも亦此と同じく見受けられぬ。履は皮をうらとし、羅紗をゆす等のきれを甲とし、木履は我國の如く鼻緒ありて足

のゆびに狭む。下駄も亦異なるをなし。わらんぢはからむしにて作り、乳は我國草鞋の如く爪先にかぶせてつゝみたり。稻のわらは細工物に用ひず、繩綱等も、籐いちひ、ちゆる、竹などを用ひ、特に大竹多ければ、川邊のかりやは竹の柱にて作るが多し。

滞在中葬禮を二度見物せしが、寢棺の上に美しき織物をかけ、長さ六尺餘りの輿にのせ、周圍に金銀の飾物彫物あり。十六七人にて之をかつき、其他三四臺のこしに種々の作り物をのせ、戒名の如きをわたりものに記して臺の上に乗せ、五六人にてかつぎ、長刀の如きものを兩方にわけて百本ほど樹て、道具持は何れも種々の頭巾を被り、篋天蓋も左右に四十本ほどたて、供男は藤布の如き粗目のものを被り、鉢まきをなし、帶も同じ布を用ひたり。女は一所に集り、周りに長さ二間餘横一間許りの幕を引きまはして行きければ、裝束の様は知りがたかりき。棺の

先に立てる左右の兩人は、顔を彩色して鬼の如く作り、鉄棒を持ちて警固し、僧十人は、鼠色のけさを着、胡弓三味線笛ひちりき、太鼓小鼓、其他名の知れざる樂器を鳴らし、調子を合せて通り、其勢凡そ三百人もあらんと思はれたり。此所の風俗にて、貴人死すれば、五ヶ月の間葬らず、家内に棺をとめれき、賤しき者も、尸は其當坐に埋め、其後に格式の葬禮を執り行ふとき、ぬ。

或日清人に誘はれ、會安より三里ほど在郷に象を飼ひれけるを見物せしが、象五頭、幼象五頭ありて、丈は一丈許り、毛は鼠色にて、笹わら草等を食とし、見物人錢をまけは、鼻にて一文づゝ拾ひ取り、脊に乗り居る人にわたす。其外鼻にて笹を巻きとるを見るに、鎌にて蒔りたる如く正しくすツかりと切るなど、いとめづらしう覺えたり。又象の脊に櫓の如き荷鞍をかけ、三四人乗りて川邊に水かひに出づるをも見たり。此

の象小屋に付けられ番人は官よりれかるゝ者の如く思はれぬ。

これよりさき五月末より善右衛門痲病を患ひ衆醫種々に醫藥を與へ療治すれども其効驗少しも見えず七月十五日ころより追々危篤に迫り同月廿四日四十四歳にて相果てけり。かくと役人に申出でしに錢一匁文に棺を添へて人足二三人にて持ち來り墓所へ葬りくれけるが八月十三日より十三郎も亦同病にかゝりこれも藥石其効なく九月五日歳三十二にて相果て前の如くに埋葬の式を終へけれども此次は誰が身の上かと思へば心細きといふはかりなし。

此年はこゝにて消光し明けて亥年となりけるが忘れもせず二月十五日に清國四番の船頭トクダイクンシといふ者着岸し漂客の此處にありしを聞き知り本邦語に通ずる林宗徳といふもの同道にて翌日船に來り様子を見其翌々日使者一人を迎としてつかはし便船にて送還

すべければ此に來りて寢食を共にし出船の日を待つべしと傳へこせり。其時のうれしさ有難さ地獄に佛の心地して一同に厚く禮を述べ同十八日より七人残らず上陸し其救助を受くるととなりけり。トクダイクンシ、ダイフウサン遊擅安等何れも慈悲ふかき人々にて懇切のもてなしなり。就中トクダイクンシは長者なるべく年齢六十許りにて品格高し。後此人安南國王の居所ホイホンユクといふに至りけるとき同國王より馳走として出せる美麗なる乗物に乗り上下十四五人にて往來したるを見れば決して卑賤の人にはあらずと知られたり。七人のものは先づ彼の隣欄を乞ふに如くはなしと佐平太の所有金三兩二分をあづけられるに木綿單衣十四雪踏十四煙艸料として錢九貫文を惠まれぬ。此單衣はこなたの古着を持ち行き其形にならひて仕立てたるなり。其他煙艸等各種の物は時々與へられしが後に聞く所

によれば、此單衣を始め各品は、船頭王世吉より施されしなりといふ。又前の人々のせわにて、碇泊中なる數艘の船より、大船は米一斗小船は五升位づゝ施されければ、六月までくらす中には、五斗ほども餘りの米を生ずるに至りぬ。

七月の盂蘭盆會は行はざるにや、滯留中見あたらざりしかども、五月日には、生米を笹の葉にてつゝみ、之を煮てちまきの如きものを作る風俗あり。草餅も作れども、蓬をは用ひず、からむしの葉にて色をつくるよしなり。此日は船遊びの催しありて、小船に十七八人も乗り、舳に龍頭をかざり、艦に旗を立て左右に十八挺のかいを立て、ハイ〜と囃して太鼓を鳴らし競ひわたり、見物人多く集りて甚た賑ふとなり。此祭りの前日に、トンマイクンシ、七人が此日の見物に出づるに、古草履にては國人の笑ひを招くべしといひて、雪踏七足を與へたり。此國の雪

踏は、緒つまりて穿きがたければ、此はわざく緒を長くして、七人のものゝはくま便なるやう、詭へて製したるものなり。其後鼻緒きれたれば、わらにて修めしに、國人に笑はるゝ故棄つべしとて、又



七足を與へられぬ。滯在中、夏の日となりしが、彼の年若きものども打集ひて、腕押せんと挑みたれば、やがて之に應じて少しく押し試みし、彼等の力殊の外弱し。よりて兩手をか

けて押せよと仕形にて示せば、彼等は我が言ふまゝ、一、兩手一力をこめて押したれども、此も忽ち一れしつけて、皆こなたは勝を取りたるは、いと心地よき次第なりき。又角鯨を取らんと挑みければ、此も否まらず取組たるは、是亦至つて弱く、皆々勝ちけり。然るは一人の大男進み出でて挑みしは、我よりは庄兵衛出でて之は當り、彼が組み付きたるを二、三度つき飛し、何程のとあらんと、大手を廣げてまちたりしは、四ツかひはむつと組み、押付くるのみにて手段を知らざるは、大腰といふ手にて、苦もなく見事な投出したるは、起き上りもせず、うらめしきは暫しはこなたの顔を見つめ居たる有様は、いと笑止なりけり。此の時は見物人もいと驚きたる様にて、あゝと手を左右に振り、取るなといふ仕形は立分れしは、其後は再びかゝることをせんと、言ひ來るものなかりしなり。隙行く駒の脚早く、早五月廿日となりしが、清人の世話にて、此方の船

を安南錢九貫文にて賣り拂ひ、之は小名濱のものどもが使ひ餘りの錢廿六貫と併せて、清人にあづけしは、清人其代として、紗綾七端を購ひくれしゆゑ、それもあづけられ、すべて堅く其人々を信じて、二心なきを表はしぬ。旅宿滞在中は、丁寧の待遇を受け、特は我國の語をよく通ずる林宗徳は、終始厚恩にあづかりき。越えて六月廿日となりぬれば、いよく故國へ還るとを得べき吉日とばなれりけり。此時救助米の餘りたる五斗ばかりは、トンタイクンシの意に従ひ、これまで世話となりし人々を分ち與へ、併せて久しき間の厚情を謝して別れを告げ、王世吉、ホイチヤウサン、タイフウサン、其他水主共は六十七人と、我が七人同乗し、後船に乗るべきトンタイクンシ、ユウホクアン等を殘し、同日同地を出帆し、道すがら清國の陸地を遙か左の方へ望みて過ぎしが、我國の近海よりは、浪しづかなる如く思はれぬ。始め安南を發航してより、丑寅

の方^{カタ}は向^{ムカ}ひ晝^{ヒル}夜^ヨ休^{やす}まず進^{すす}みし程^{ほど}は同^{おな}じく廿七日^{ニニチチ}に至^{いた}りやうやく我^{われ}長^{なが}崎^{さき}の港^{みなと}に入りぬ。此^{こゝ}間の路^{みち}程^{ほど}八百六十里^{ハチヒャクジュウリ}と聞^きえたり。船^{ふね}の長^{なが}崎^{さき}はつ
 くや、おほらく碇^{いかり}をれろして止^{とど}り居^ゐけるは番^{ばん}所^{しょ}より物^{もの}見^みの船^{ふね}一艘^{いっぴく}出^いで
 來^きり續^つて二十艘^{ニジュウフネ}の引^ひ船^{ふね}にて引^ひ入れられて始^はめて陸^かの上^のを^を得^えたり。
 抑^{おさ}も一旦^{いつたん}風^{かぜ}波^{なみ}の禍^{わざはひ}はかゝり、はからずも鵬^{たか}程^{ほど}萬里^{マンリ}の殊^{こと}域^{いき}は漂^{たづな}着^{つき}し、瘴^{しやう}烟^{えん}
 勵^{はげ}霧^{きり}の間^まは三歲^{さんざい}の日^ひ月^{げつ}を經^へ過^{くわ}し、つゝおさ^おさ^さは辛^{くる}苦^く艱^{げん}難^{なん}を嘗^かめ、再^{また}び我^{われ}が
 日^ひ本^{ほん}國^{こく}の山^{やま}川^{がは}草^{くさ}木^きを見^みることを得^えたるは豈^{いか}我^{われ}が八^や百^{ひゃく}萬^{まん}神^{かみ}の冥^{みやう}助^{すけ}はあ
 らざるなからんや。之^{これ}を思^{おも}へば唯^{ただ}慕^{たの}ふべきは日^ひ本^{ほん}の國^{こく}ぞかし。謝^あす
 べきは神^{かみ}の恩^{おん}ぞかし。讀^よ者^{しよ}姑^{しよ}く身^みを漂^{たづな}流^{りゅう}の客^{かく}はなずらへ、三^{さん}更^{ぜい}人^{にん}靜^{じやう}
 りて後^{のち}瞑^{めい}目^{もく}沈^{しん}思^しせは蓋^{かた}しれたのづから感^{かん}ずる所^{ところ}あらん。

安南語 漂客の覺え來りし言語の一斑は左の如し。唯原本何れも傳

寫の相違甚だし。深く信をれかずして可なり。

安南語

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 一。 | 二。 | 三。 | 四。 | 五。 | 六。 | 七。 | 八。 | 九。 | 十。 | 百。 | 千。 | 日。 | 月。 | 星。 | | | | |
| 雲。 | 夜。 | 正。 | 月。 | 二。 | 月。 | 風。 | 山。 | 雨。 | 降。 | 水。 | 海。 | 東。 | 西。 | 南。 | 北。 | | | |
| 日。 | 本。 | 國。 | 人。 | 安。 | 南。 | 國。 | 父。 | 母。 | 妻。 | 子。 | 兄。 | 弟。 | 姊。 | 妹。 | 男。 | | | |
| 女。 | 男。 | 根。 | 女。 | 陰。 | 臍。 | 尿。 | 遊。 | 女。 | 死。 | 病。 | 氣。 | 煙。 | 艸。 | 食。 | 煙。 | 管。 | 飯。 | |
| 酢。 | 茶。 | 湯。 | 酒。 | 米。 | 粟。 | 火。 | 石。 | 味。 | 嚼。 | 大。 | 豆。 | 蕃。 | 椒。 | 藤。 | 豆。 | 芋。 | | |
| 葱。 | 生。 | 姜。 | 薩。 | 摩。 | 芋。 | 大。 | 根。 | 韭。 | 瓜。 | 餅。 | 茄。 | 子。 | 豆。 | 腐。 | 砂。 | 糖。 | 西。 | 瓜。 |
| 鬼。 | 燈。 | 馬。 | 牛。 | 魚。 | 猪。 | 鼠。 | 烏。 | 家。 | 鴨。 | 木。 | 綿。 | 絹。 | 綿。 | 股。 | 引。 | 扇。 | 筆。 | |
| 墨。 | 紙。 | 尺。 | 山。 | 刀。 | 刺。 | 刀。 | 桶。 | 箸。 | 蔴。 | 笠。 | 蠟。 | 燭。 | 油。 | 碗。 | 小。 | 碗。 | | |
| 薪。 | 笛。 | 柱。 | 帆。 | 碇。 | 綱。 | 米。 | 春。 | 賣。 | 買。 | 有。 | 善。 | 惡。 | 價。 | 如。 | 何。 | 勿。 | 戲。 | |
| 方。 | 來。 | 可。 | 集。 | 飽。 | 早。 | 寢。 | 痛。 | 貫。 | 泣。 | 笑。 | 休。 | 行。 | 未。 | 何。 | 所。 | 不。 | 管。 | |

第七譚。

遠江の人無人島に漂流し、新漂流船に因りて故郷に歸る。

元文四年五月、無人島より二十一年目に歸來り、遠州荒井之者、吹上上覽所へ召出され、嶋の様子等段々尋の事。

一 無人島へ二十一年已前享保四亥年（今より百七十年前）吹流され、遠州荒井の者三人、并當年右之島へ吹流され、江戸堀江町の水主の内三人の者ども、今度八丈島より送り來り、付當六月三日朝五ツ半時（今九時）吹上上覽所、支關前へ呼出、代官齋藤喜六郎召連罷出、奥醫師衆列座、小性黒部左京亮吹流され、島等の様子尋相濟ひて、吹上御役所にて湯漬酒杯下され、代官齋藤喜六郎、右吹流され、者どもへ島の様子等相尋、處中上、口上之寫左の通り。

東流館 發行

元松平伊豆守領分。遠州荒井筒山五兵衛船。

生國遠州荒井代々禪宗。

榊取 甚八。
當未六十七歳

生國宗旨右同斷。

水主 仁三郎。
同六十一歳

生國宗旨右同斷。

同 平三郎。
同四十三歳

右三人申上り口上。

私共儀二十一年已前亥年難風に逢ひて無人島へ漂着仕ゆ處

此度便船を以出國仕ゆに付右吹流され在島中助命の次第并島の

様子此度便船の譯逸々吟味に付左に申上ゆ。

一、下田番所切手所持仕ゆ通拙者共遠州荒井筒山五兵衛船乘に

紛れ無座ゆ。船頭左太夫水主共九人にて乗出江戶表にて増水主

二人相頼み以上十一人乗組にて享保四年秋の頃仙臺荒濱にて海城

米積請上乘一人乗船仕都合十二人乗りゆて荒濱出船仕ゆて段々走り

申ゆ處順風甚しく罷成ゆに付銚子口へ入津仕同所におるて、役人様

方差圖を以て米拂申ゆ。右役人方儀、尋の儀に座ゆへども、

私共は名覺へ不申ゆ、夫より空船にて中南部へ參らんちん木を積み

請け、同所に於て權四郎と申者便船仕ゆ故、又ゆ十二人乗今乘するに、中南部

瀬にて、上乗一人上陸し、十一人なりて南部の口にて同所を出船仕り、仙臺小竹浦へ

入船仕り、同年十一月廿六日同所出船仕り、段々走り房州九十九里迄罷

越ゆ處、同晦日難風に逢ひ甚沖に吹出され、次第に浪風強く罷成、中

船も保ち難く座ゆゆへ、帆柱を捨一日一夜流れ次第に仕りゆ船の

流れゆ事誠に矢よりも早きやうに覺へ申ゆ。其節はいつれも船の内

に安座仕りゆ得共、流るゝに任せて倒れ申ゆゆへ、みなくうつ臥しに

打ふし罷在申ゆ。夜も明け方に罷成、風も少々づゝ止みゆに付、いづれ

も起上り四方を見渡しゆ處、海まんとして何國に眼の當もなく、夫

より日の出にてやうくと東西南北も相知れ申ひ。半日一夜の空腹
 其上何やかや大方のものは前日の難風最中に海へ流し捨飯米は七八
 俵程も舟底に有之ゆへども、のみ水はみなゆりこぼれひて無之ゆへ先
 づなま米をかみ潮にてのんごを止め、哀れ人の家ある島にてもあれ
 かしと四方へ心を付て見申ひへは、くもきりの如く船のながれ行向の
 方に島山と覺しきが幽かに見へける故、いつれも悦び船の流行方なれ
 は、段々近寄申べくと見合罷在ひへは、三時程も流れゆと、右嶋山の近邊
 に近寄ゆ處、本船も岩に當り浪に打れ、大方破船いたしひて夥しく潮入、
 其邊遠淺ゆへか、本船一向動き不申ひ間、てんまの舟底に有之ゆを取出
 し、先十二人の内五六人も乗移り、竹などは本船の内にも有之ゆに付てん
 まを漕ひて右の島山へ上り、水有之ゆ哉人家も有之ゆ哉と、五六人にて
 手わけいたし相尋ひへども、人家も無之水も無之ゆに付、又々傳馬に打



乗りひて本船へ罷歸り、残り居ひもの共へ右島の様子を物語り仕ひ内、早本船へ潮も大分入り、所々くづれかよりひて破船に間も無之體に相見へひに付、手道具鍋釜其外残り置ひ飯米七八俵并に走り道具等何やかや残り有之ひものを右てんまへ積み入れ、十二人のものども乗移りひて、又右の島山へ漕寄せ何れも上り、右有來りひ飯米道具等てんまより嶋へ運び上げ申ひ處、最早其日も夕方に及び、日の傾き七つ頃〔今の時〕と相見へ候へ、先居所をも見附申度存じゆゆへ、いづれも手わけ致し、嶋山の内見廻りひへ共、安座仕べき木かけとても無座座座。然る處に山の中程と覺しき處に大きな岩穴有之、夫より又廿間も其間を隔りて又一ツ右の様なる岩穴座座に付、その穴の内へ入りひて見積りひへば二間四方も可有之様に存じられひ。今一ツの岩穴は、内少々狭く座座。二ツの穴の内いづれも立居杯も自由に罷成ひ。いにしへも

此島へ吹流され來りひものも有之哉、右岩穴の内人の住居も仕ひ様の體に相見へ申ひ。少しくほみひ處の砂を掘り出し見ひへば、下の方に炭など相見へ申ひ故、其所を又掘くほめ鍋釜などを掛けひて焚立所に仕ひ。其穴の内へ右飯米道具等もちこびひ内は、や日暮ゆゆへ、右二ツの穴へ六人ツ、立わかれ、其夜は中々寐いりひ心地も無座座に付、夜中同音に念佛などを申罷在ひ處、夜明けひて早々右てんま小船を繋ぎ申ひ處へ参り見ひ處、その夜も風餘ほほ強く吹き浪の音など殊の外相聞ひゆへか、本船小舟ともに破舟仕ひて、板等も餘程磯の方へ吹付座座に間、何れも寄合ひて島山へ取上げ申ひ。右船共破舟仕ひ故、是非なく彼にまに罷在ひ。尤も磯草魚鳥などを座座故、是を取てたべ申ひへども、飲水一滴も無之、海には誠ににがしは故、一口もたべがたく、依て運び上ひ道具の内、手桶小桶を岩山のくほみに置いて、天水を溜ひて助命

仕り罷在其後大さ成材木の流れ付ひ義有之の間取上げひて夫を釘を以て掘りて桶の如くになし是へも雨水を溜圍ひ置香水に仕ひ。然る處翌年秋の末とも存せられ比何國の舟とも不相知乗捨船一艘浪風つよきゆへか流れ付て磯邊の岩へ打付忽に破船仕ひを見付ひゆへ近々ど立寄見ひへば岩の間に米打寄有之に付手に及びひ丈け六十俵程も取上げおき住居仕居りひ右二ツの穴へ持運びひ内に又々波強く罷成ひて取集め置ひ俵を沖の方へ引出し漸々二三十俵も取上げ申ひ。此米を以て亦々當分取締り存命仕ひ。夫もたべきりひに付又々魚鳥磯草にて助命仕罷在ひ。右乗捨舟より取揚ひ米より外には切れひ木綿帆の類或は舟板等おりく流れ寄申ひ。右の類も取あげ夫々くいたし相用ひ申ひ。此外に廿年餘在島中海上を乗通りひ廻船見當りひ義も有之哉と尋多座ひへ共右多答申上ひ通り乗捨舟の外に流れ付

ひ事一切多座なくひ。

一、右取上ゲ申ひ米を干し立可申處も無之ひゆへ俵のまゝにて穴の内積立圍ひ置ひ。然る處右の内に粗米一俵有之ひ得共一向存付不申ひひしが翌春と覺しき比餘程暖かになりひ處右粗俵もへひて芽出しひに付見申ひ處もみ米にて多座ひ間已前取上げ置ひ船板の釘拔置ひをどび口の様にこしらへ鉄の代りに仕り岩の間にかや茂りひ處に土氣一坪二坪ツ、有之ひ所を右大釘のとび口にて掘穿ち芽出しひ粗をまき附置魚鳥のわた亦はあらひ水など養ひにかけひて見申ひへば少しづゝ實のり申ひゆへ年々春と覺しき頃暖に成りひせつその種を以て蒔付ひ處壹ヶ年にもみ米三四斗程ツ、も可有之ひ哉に覺へ申ひ。斯て毎年に入取申ひ得ども是は平生は決してたべ不申病人等有之ひ節の手當に仕り其節は右の粗米を少く宛粥に焚きひて藥の代りに相

まけ釣針の様に拵へ流れ寄り切帆などをはつしぬぎ糸等をより合せて夫を右の釘針へ付石を重りにいたしめて、適當地にて致し長繩のやうに拵へ兼て其大鳥を潮へ漬置其身をひらくと引さき餌に差しめて夫を磯邊の岩の上より遙か向ふへなげ出し暫らく間を置引上げゆへは付ひくぎ針の數々へかよりし魚は島鱈あかふゆいはの類其外は適當地にて見不申魚とも大分釣れ申ゆ。右魚ともをうしはにて煮又は干焼にいたしめてもたべ申ゆ。針に仕ゆ釘は破船板流寄ゆ節採取置ゆ間澤山に座ゆ。餌には右の蟹のあしを折て付けゆてもよろしく座ゆ。且右の大鳥の名存不申ゆ處當春適當地堀江町善八舟のものども漂舟の上申ゆは南部又は松前の濱邊などへ適々渡り來りゆ事も有之よし。前方あの邊にて一度見ゆ義座ゆよし。其處のものへ鳥の名を承りゆへは忘かめと申ゆよし申ゆ。

又、右大鳥の外小鳥の類並に獸類見當り不申ゆやとの義なり。一、右大鳥の外磯邊にて雁鴨の類見懸け申さず惣體鼠の色の羽にて頭赤く尾は黒く鳶などより餘程大ぶりに相見へ申ゆ鳥適く磯邊の干あがりゆ岩の上などに居申ゆを見かけ申ゆ。是も右の蟹をとりたべゆ體に相見へ申ゆ。小鳥もかやの内ぐみの木桑の木立の内に下りゆ事も座ゆへども何鳥と申義は心付見不申ゆゆへ相知り不申ゆ。春の比夏にも罷成ゆやと覺へゆ時分驚時鳥などみなきゆゆへ夫と心付承りゆへは聞なれぬ小鳥の音も仕りゆ。殊の外面白きさへすりも座ゆへども捕へゆ存寄も無座ゆ間いかやう成小鳥にて有之ゆや形ちは見不申ゆ。獸は何にても見不申ゆ得は無座ゆと存じられゆ。天氣快晴に浪風あづかなる節右罷在ゆ島山の西南の方二三町程も隔ちて引汐と存られゆ時分大概五六間四方も可有之や石か岩か小山の

様に見へ申ひ石の上へあがりひは、あしかにて座あるべくひ。其外
 に川おその毛色なる牛などよりは大きく見へ申ひ、獸右の岩の上へあ
 がり居ひをおりく見ひ事も座ひ。何と申獸にて座ひや、名はそ
 んじ不申ひ。尤も海上は餘程隔て見ひ事ゆへ形も眩とは相知れ不申
 ひ。毛の色ばかりも、かはをその様に日中など出てひ節は能く見へ申
 ひ。勿論は満ちひか、又は浪の座ひ節は見へ不申ひ。其外も右岩
 の様成もの其近所に五ツ六ツはとも相見へ申ひ。平日浪のつつか成
 事は稀にて座ひ。又夜るなとに、右岩穴の二三拾間下磯邊の方にか
 やおぎなと茂りひ處を、風も無之節にもさわくと人十人も駈け歩行
 きひ様子に音さわかしきとも座ひ。定めて右岩の上へ出でと獸が、
 駈けあるさひやらんと存じ罷在ひ。惣體島の内にては鼠にてと獸の
 形見かけひ事一切無座ひ。常に雨風度々座ひゆへ、岩穴へも破船



の板をふたに仕り罷在ひ。
 又海尋吹流されひ節所持い
 たしひ火打石かま、并ほくら
 など、廿年餘居申ひ内用立申
 間敷處、常々煮焼致ひ火は如
 何いたと來ひや。
 一、彼の島へ吹流れひ節、いづれ
 も火打がま石とも所持いたし罷
 在ひ。いかさま二三年の内は用
 立申ひ。ほくちは其間に絶へ申
 ひ。是は其島の内にちがやのや
 うなる草座ひ。夫を焼ひて遣

ひひへは能く火移り申ひ。二三年も過ぎひて、かま石絶へ申ひて、まきは澤山座座の間、随分と晝夜とも火をいけ置申ひ。其内も折々火の消ひ時には、島山の上煙り立ひ處迄二三町も登りひて、平生火の燃へ申ひ處座座ゆへ、其處へかやおぎの様なる物を松明のやうにこしらへ持参りひて、夫より火を移し参り申ひ。先は随分と火の消申さずひ様に心を付火をいけ置申ひ。雨杯降りひ節、火濕りひて消へひへは、殊の外その時分には迷わく仕りひ。

鍋釜の類、二拾年餘はたもち申間敷處右の義如何仕りひやとの事尋。

一、鍋釜の儀は、右島へ漂着の節、小船へ積み上ひと申儀、寤とは覺へ不申處、鍋貳ツ釜壹ツ座座ひ。定めて持上りひ事と奉存ひ。然處二十年餘保ち申ひ。右申上ひ通り、彼の大鳥を第一の夫食に仕りひ間、右の油

にて鍋釜保ち申ひやと奉存ひ。此度右の島出船の時も、右鍋釜を船へ入八丈島まで持参仕りひ。

右島へ漂着の節、拾貳人の處、三人存命、跡九人のもの、其砌病死にても仕りひやと事尋。

一、船頭水主便船人とも都合拾貳人の内、船頭左太夫、水主吉三郎、喜三郎、八太夫、善五郎、善左衛門、江戸にて相雇ひ申ひ増水主、兩人善太郎、八兵衛、南部より武州神奈川迄の積りにて、便船仕りひ權次郎、右九人之内六人は遠洲荒井の出生、二人は武藏の生れ、一人は伊豆の岩地村のものよよしにて座座ひ。右のもの共義も島漂着以來三ヶ年程は、十二人共に残らず存命に罷在、其後十ヶ年程の内、段々と相果申ひ。尤も年月等は一向相知不申ひに付覺へ不申ひ。相果ひ病症の義は、老體のやうに自然と衰へ、又は食物よろからずゆへ、身體腫れひて相果申ひ。

衣類の儀廿一年の間三人のもの如何仕りて取續き申ひやどの
渉尋。

一、衣類取續き儀は、右島へ漂着の節着用仕ひ外着替等無渉座の處
右折節流れ來りひ乗捨船破船などの木綿帆并に段々相果ひものども
の衣類などを相用ひ申ひ得共夫にては中々數年來の儀ゆへ取續き難
く渉座の付食事仕ひ大鳥の皮を羽毛共に干上暫くの内敷物に仕
りひへば、自から皮和かに相成ひゆへ、あちこち繼ぎ合着用仕ひて相凌
ぎ申ひ。勿論冬の比と存られひせつも暖かにて、つゞれ一ツにてとの
ぎ申ひ。夏氣も殊の外冷敷惣じて渉當地よりは暑寒は凌ぎよく存じ
られひ。

在島中風雨雪あられ降り儀并雷地震等の義渉尋。

一、在島中雪は降り不申ひへども、雨は度々繁く降り申ひ。冬の頃は

折々氷雨霰などを降り儀も渉座の。雷は折々鳴り申ひ。地震は常々
浪おびたゞしく渉座のゆへか、二十ヶ年罷在ひ内一度よほどの地震と
覺ひ様にゆれ申ひ。其頃はいつと申義は覺へ不申ひ。風は日々吹申
ひ。大風と存ひは適くのやうに覺へ申ひ。折ふは浪あづかなる事
も渉座の。

南海邊土の島にて有之儀何ぞ替りたる事日月星空の様子等替り
ひ義は無之ひやどの渉尋。

一、南海邊土に有之の島の義に渉座へども、島の中に有之の内何も
替りひ義無渉座の。一體空の様子日月はどのわたり、渉當地にて見渡
しひに相替りひ儀も渉座なくひなり。たゞ夏の比と存られひ時分夜
中折節大魚にて集り申ひゆへか、海上水の中殊の外光りひ事も渉座
の。その光り空へ移りひ義渉座の。

右の通りにて二十ヶ年餘助命仕り罷り在りぬ。然る處今年の時節
 いつの頃とも相知れ不申ゆひしが私共三人の内甚八平三郎は兼てよ
 り蒔付置ゆ稻草を見廻りに罷越ゆて仁三郎一人岩穴の内に居ゆを何
 者とも不存三人來り覗き申ゆて殊の外ぎようてんいたし怖れおの
 きゆ體にて其儘磯邊の方へかけ下り申ゆゆへ私義も直に穴をかけ出
 て右のものを追駈ながら詞を掛けわれも日本のものなり遠州荒井の
 ものどもなれば氣遣賜ふ事なかれ可申事も座ゆへは止り玉へ。と
 大音に申ければ右の者安堵仕ゆや跡へ歸りゆて側近く参りゆゆへ委
 細の事どもくわしく物語り外に二人の同行も有之ゆへはまづくみ
 なく連て参りゆやうにと則ち同道いたしゆ處みなく大きに驚き
 委細此島の様子を聞き申ゆへ廿ヶ年餘已前難風にて右島へ漂着の趣
 いさい物語仕ゆ。いかに驚き玉ふも尤もにて二十ヶ年餘亂ひん長



髪にて湯も遣ひ事も無座不斷日に照られ潮にて顔色は赤黒く黄く、眼中光り、誠に鬼とも可存、其身には鳥の毛をまといおり申ひ。夫より右三人は何國の人と相尋ひ處、江戸堀江町の宮本善八舟沖船頭富藏水主共に十七人乗組難風に逢ひ此島へ漂着の由。此もの共も水に渴へひて水の案内承り申ひに付、當島出水無之ゆへ、天水を溜置遣ひひ間猶又溜ひて與へ可申ひ間、何卒我々をも便船を以て國許へ歸しくれひ様にと相頼たるより我々ども心を合せ、磯邊へ罷出島の様子得と申聞せ、船に居ひもの共残らず島へあけ、舳引あけ相圍せ、勿論右の者共飯米一俵相残りひて有之ひを、是も出船の用意に圍はせ置申ひ。右のものども漂着は當末三月廿九日のよと承り申ひ。依之此者共にも磯草魚鳥を捕せ、相互に助命仕り罷在ひて、日々日和を相待居ひ内、當四月廿七日順風に相見へひ間、先早速島へ上置ひてんまをみなく、寄合磯邊の方へ持出し、帆道具其外右壹俵の飯米、并島にて作申ひ、粃米貳斗計りも貯へ置ひ、夫も舟へ積み入れ、廿ヶ年遣ひ申ひ、鍋釜外大鳥の毛どもにはぎ取り皮二枚有之ひをも入、若しいつれも助命恙なく日本へ歸國ひはば咄しの種とぞんじ、右の品々舟へ入申ひて、早出船可致と用意仕ひ處堀江町宮本善八舟十七人の内二三人年倍成もの申出ひは、今日の風順風とはおもへども、何れを當てぞに乘出すべきや。勿論此島暖なる様子にては、南へ寄り島とみへたり。左へは、日の出のつもりを考へ、東北へと乗出しひは、よろしからんや。然し我々此島へ吹流たるは時の災難なり。命ながらへあるは神佛の加護なり。此上歸國の願神力ならでは争かおよぼん。されは伊勢萬度の流積是にあり、みなみな信心をこらし頂戴して、舟の内より海上へ投入れ、其積の流れ行く方へ帆をあけ走らすべしと申ひゆへ、何れも至極尤もに存し、是偏ひに我

三十一 官

神國の神の告げなりと難有そんじ廿人のもの残らず磯邊の水へ飛入りこりを取り丹誠を抽て東方へ向ひて右の願望を同音に申述べ舟に乗り御稜を海上へ投入ひへは汐はさすとも引ともおれざるに汐稜は東北と覺しき方へ流れゆく。神のおしへ玉ふなり幸ひ順風の方へ行くとみなく悦びて帆を引上げれば小船の事なり矢よりもはやく走ることち仕りいつれも島にてもありやと向を見渡せど何も見へずたゞ海まんく見渡すのみにて其内に日暮ければ何れも申には廿七日の夜なり暗にて海上もみへず方角とても知れず餘り心細くなり夜の内は帆をおろし又夜明の帆を上るは如何と申ひ得は船中にて誰ともなく縦ひ夜の内帆を上げず流れ次第にすれば迎中々人力の及ぶ事にてあらず神のおしへに任すべしとて夜中も帆をその儘に置廿人の内なかとみの稜をゑるものは一心になへあるひは觀音經又は

さんけく六根をやうく石尊不動或は六字の名號又は題目おもひく大音に夜もすがら申居ひ。夜中もよき程の風にてたるみなく船走り申ひ。夜の短き時分なれば程なく東の方と見へ段々にあらみほのつ明わたりひ節一ツの小島へ船を吹き付きひゆへ若し人の住む島にてもあるやと岩に船を繋ぎ置きいづれも島へ上り爰かしこ見廻りひ處人も見へず島の大き大概間數に積りやうく五六十間四方座座。其島には一向木なごも座座なく草も水邊の方には太いちがやの類ひなる草座座。島の上の方大かた岩にて其間々に土氣座座ひ哉座座當地にて八丈草又はうどの葉のやうなるもの所々にはへ座座ひ。其外には何も見へ不申ひ。夫より船を繋ぎ置ひ方へ參りみなみな舟に乗り其島にて丸き岩の中のくほみひを拾ひとり昨日の島にて食事焚き入ひを最はやたべ仕舞申ひゆへ此島の枯草なご取り入ひ

て、中のくほみ岩にて飯を焚いて、つれもたべ申ひ。物語いたしは、善八、仁三郎、平三郎、堀江町善八船の衆中難風にて吹流され、玉はずは、此先は兎もあれまづ是迄も可参やうなし。各方には何とも思はれまじ、我々三人は、昨日元の島を出船の節、當なき事ゆへか、苦難ながらも二十年餘り住居の處等の事心残り、島の見へ内は、振り返り島の方を詠めけるとして咄し、誠に久々住居命ながらへおはせし處尤も左もあるべし。疑ふ闕文最早日もよほさ上り、海上もあつかに風もよき程に吹き、ふより是まで恙なく來る事神の加護なり、尙此後別義なく歸國せん事疑ひなしとみなし、よろこびいさや綱を解き帆をあげんと、へさきの方へ壹人出みれば、へさきの船の際に何やら白きものはさまりあり。手にて取出し見れば、さのふ出船の節ながし、萬度の御被なり。表の文字有之方いまた破れず、裏の方紙破れあり。皆皆寄合、扱々難有次第か

な。矢よりはやき船に此迄被はさまりある事、不思議といふも餘りありと、萬度千度伏し拜み、はや此上歸國も致したるとおもふ心地して、亦御被を船より海上へ流し、其流れゆく方へ帆を開き、勇み進んで走らせ、此處廿七日晝前と存られし比、右無人島出船仕り三日三夜海上を乗り、元文四未年五月朔日の朝、煙り立ち島見へ、間乗り付島人にあふて承りひへは、八丈島の上と申ひ。依之其迄役人方迄吟味の上、船にて歸國仰付られ難有仕合奉存ひ。右八丈島にて、髪月代等仕り、迄役人中より時の衣類など下し置れひ。

享保四亥年拾貳人吹流されひ内、九人は病氣、其方とも三人、何れも金銀等所持不致ひやとの迄尋。

一、吹ながされひ節、十二人のものいつれも、金子壹分貳分ツ、鳥目なとも少々ツ、は所持仕りひへとも、右島にては入用にも無迄座ひゆへ、

誰が何ほど持来りゆと申儀は吟味不仕、左太夫と申者死後に、懷中より送りの様なるものの書付に包みゆ小粒にて壹兩二分が有之ゆが、其外の者ども所持仕りゆ金錢みなく、取集め申ゆて、彼島の穴の内くほみ處へ入置、入用無之事故廿年餘り打捨置、此度彼の島出船の節見ゆへは、錢はみなく、朽て細かにくたけ、金もさびゆを拾わけ持參仕ゆとて、青さびに成たる金小粒にて四兩貳分差出申ゆ。則右三人にて壹兩二分ツ、取ゆやうにと仰付られゆ。其外印形脇差させるなど、吹流されゆ砌は島に座ゆ處、いつとなく朽失せ申ゆ。

又尋。右三人島より出船の節積み入ゆ鍋釜、右島にて作りゆもの外に、大鳥の毛皮いかゞ仕ゆ哉の尋。

一、無人島にて數年來つかひゆ鍋釜の類、八丈島に着船迄は座ゆ處、八丈島へ船付ゆと餘りに悦び、我先にと駈け上りゆて、鍋釜ともみちん

に踏くたき申ゆ。亦大鳥の毛皮は海上にて小舟へ二十人乗り、其上帆の上さけなど致しゆゆへ殊の外狭く、鳥の皮邪魔になりゆ間、無人島出船の翌日流れ付ゆ小島へ捨置申ゆ。島にて作り取ゆもみ貳斗程は、八丈島役人中の内當分預り置被下ゆ段、用船出船の節私共へ座斷り座ゆ間もみは八丈島に有之ゆ。もみ米の儀大抵二斗餘可有之哉、計り見不申義、故其程寢とは相知れ不申ゆ。

無人島より歸國の三人

甚 八。 爪印

元文四未年五月廿九日

仁 三 郎。 爪印

平 三 郎。 爪印

右三人之者ども申上ゆ通り、先達ても遂吟味申ゆ處相違無座ゆ。

八丈島地役人。

菊地 織部 印

御用船頭

服部源藏 印

江戸堀江町宮本善八船船頭水主拾七人の者ども、たづねに付申上り
たづね答。

一、私共儀去元文三年午十二月上旬鹽魚干物類其外紙綿等船積
み入、十二月三日の朝順風故江戸表出船船頭水主都合十七人乗組にて
翌年正月下旬に南部八戸湊へ入津仕、右積入代物等賣仕舞申、迄南
部に罷在り。三月上旬に至り、仙臺にて大豆蕎麥杯買取積入りて、三月
廿一日仙臺東南の浦より出帆仕り、處房州の洲の碕邊へ走り、節俄
に戌亥の大風吹出し、帆をさけゆも餘り強き風ゆへ手廻しゆ成、兼彼是
周章ゆ内日暮におよび、漸々と風は最早靜かに相成ゆへとも、其内に百
里餘りも沖へ吹出し、ゆ様に存られゆ。三月廿六日の夜中に相成風悪

敷、何宰相州路へと心掛ゆへとも舟保ち難く、たづね座ゆへ、積入置ゆ大豆
蕎麥などの俵物みなく、海へ投捨、帆柱も霄の内に吹折れ、十七人の
のとも死する計にくわん念仕罷在り。夫より夜も明けゆ間、四方を見
渡しゆへは、風も餘程吹止み申ゆ。昨夜中に何百里吹出し、ゆや難計様
子ゆへ、なかにいかりの小さき碇有之ゆを、六七十尋も、たづね座ゆ網を付ゆ
ておろし、深さを試みゆへは、網にて底までは届き不申ゆ。船の内へお
びたゞしく潮水入ゆゆへ、十七人にて精出ゆゆてかひ干しゆへとも、船
大分痛みゆゆへ所々よりあか入申ゆ。然れども夫にてもれそれす十
七人にていよく精出ゆかわるゆかひ出ゆ、三月廿七日廿八日晝夜
流れ次第にいたし、あはれ何國に成とも、人の住所へ船の流れ付くやう
にと神佛を祈りゆのみにて御座ゆ。廿六日風の吹廻しにてゆや、廿七
日の夜に入また大風吹出し、船はむしやうに流れ、廿八日の晝夜とも

風吹廿九日の明け方に右の無人島へ吹付申ひ。大船は殊の外痛み有之の處へ吹付ひ節も強く岩に中りゆゆへ廿九日夜明け方破船仕ひ。彼の島に在命のもの三人有之、右のもの共に面會いたしおしへを受け、右三人のもの差圖仕り、拾殘し有之の飯米道具をてんま小舟へ積み入、右船とも早速島へ取上げ申ひ。右三人の者も私ともてんま小船に便船致させ、彼島を未四月廿七日出帆仕り、五月朔日八丈島へ着船仕り、夫より活用船にて出國仰付られ難有仕合奉存ひ。私共吹流され難風の義、右三人のものとも助命の次第申上ひ。其外の義は右三人のものとも委細に申上ひ趣に少しも相違之儀無座座以上。

堀江町宮本善八船沖船頭

宮 兵 助 印
長 兵 助 印
六 兵 助 印

元文四年五月

取本主

大 助 印
六 助 印
右 助 印
小 助 印
八 助 印
太 助 印
馬 助 印
武 助 印
六 助 印
庄 助 印
八 助 印
巳 助 印
備 助 印

齋藤喜六郎様。

右江戸堀江町宮本善八船十七人の者共沙尋の趣逸々沙答申上ひ段拙者共承知仕ひ。右の趣に少しも相違無座座以上。

八丈嶋遣役人。 菊地 織部 印

未五月

御用 船頭。 服部 源藏 印

右十七人の者ヲ尋。 無人島より八丈島迄大抵何程可有之様に存
しむ哉との義也。

一、右無人島より八丈島までの海上の義船にて走り申ひ事ゆへ難
計奉存ひへども三日三夜の間には座ひへば大概に積ひ處凡海上七八
百里程も走りひ義と奉存ひ。

又其後無人島にて廿年餘り存命仕ひ甚八仁三郎平三郎三人の者召
出先達て申上ひ無人島にて作りひを此方迄持参り八丈島の役人へ預
け置ひもみ米公儀へ差上ひ様にとの儀なり。 最前も町奉行へ右の者
共罷越ひ節八町堀同心依田安左衛門と申もの附添召連ひて吹上へ罷

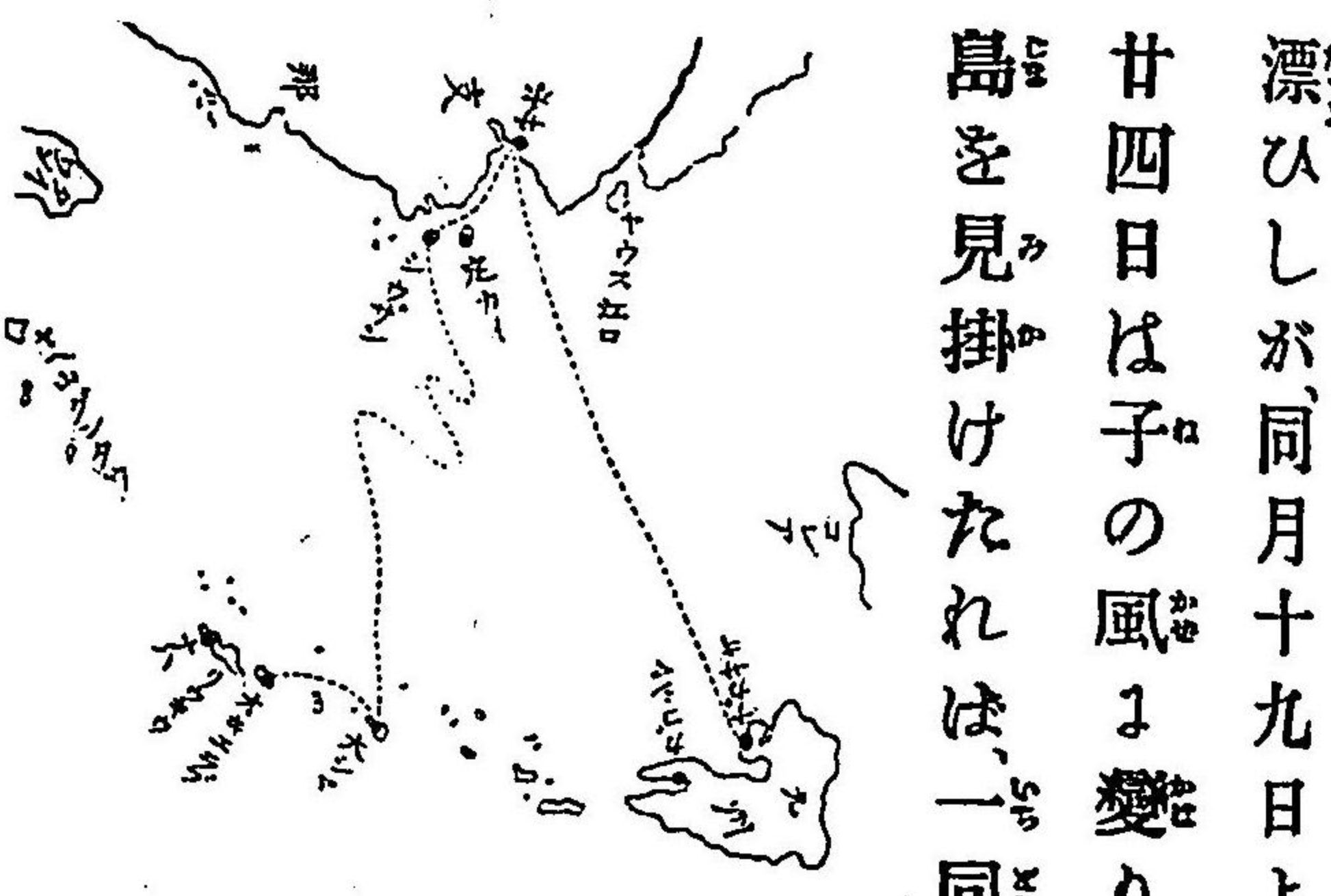
越ひ。 右の同心安左衛門依田豊前守殿迄組にて七十六歳迄相勤明和
元申年隠居仕り今以存命に有之ひ。

一、遠州荒井三人の者年久敷無人島にて苦難致しひ段不便に被爲
思召壹人へ三人扶持ツ、三人へ九人扶持其身一生の内被下置最早渡
世仕ひ儀相止ひて一生樂に送りひ様にとの儀生國遠州へ立歸り壹人
は近頃迄存命にて罷在遠州近里のもの平生出會右無人島の物語歸國
已後公儀にて段々慈悲の次第誠に有かたき御代なりと語りぬ。

第八談。薩人支那に漂流し商船に便乗して歸國す。

本邦の西南端にあたり琉球の海中に沖永良部島といふあり。昔は松平薩摩守の所領にて在番の代官等は皆薩州鹿兒島より派遣されたるものなりき。頃は安永二己年（今より百三）の事ぞかし。同島の代官附役は池山喜三左衛門中原仲左衛門といへる二人任滿ちて鹿兒島に還らんとする時兼て薩州より廻漕し來たる十端帆の船に下人四人船頭一人水主十二人都て十九人乗り組み荷物には沖永良部島より琉球大島へ送るべき藏米四十七石四斗餘薩州へ送るべき尺蓆三百廿八束と六枚其他乗組一同の手廻り航海中の糧米在番の者より薩州へ届くべき預り物等を積み入れ六月廿四日といふに同島をは出帆したり。折柄洋中順風ならずして進退まゝならずりければ同廿六日に琉球大島の内屋喜内間切といふ港に走り込み同地に七月廿日まで船を繋け其

間、大島へ納むべき藏米を荷揚げし、同廿一日同所を開帆せし、又もや廿三日は卯辰の風れこり、あまつさへ翌廿四日は大風雨となり、満天暗夜の如く、方角定か、知れがた、進退甚だ危く見えければ、いそぎて柱を切り捨て、中早楫も折れ、櫓も摧け、如何ともすべき様なく、唯流るゝまゝ、放ちし、同廿五日は風少しく和ぎければ、船板を集めて假楫を造り、やない桁を帆柱となし、帆は八端、縮め、子丑の風、任せて夜通し、走りぬ。其後は日毎、風變り、全く方角を失ひ、いづくの海の上とも知らず、數日漂ひ過ぎける、此時すでに飲水つき果て、潮水を煮て僅か、水を取り、飯を焚きて飢を凌ぐ計りなり。然る、八月五日、東北の風強く、翌六日は大雨さへ降り加はりたれば、身も吹き飛ばさるゝやと思ふほどなる、之は屈せず、水桶端、船飯鉢等有ゆるもの、天水をうけ溜めたり。かくて數日の間、空しく洋中、



漂ひしが、同月十九日より廿三日までは、寅卯の風、戌の方、走り、翌廿四日は子の風、變りしが、晝過ぎる比、始めて西の方、あたり、幽か、小島を見掛けたれば、一同手を拍ちて喜び、翌日強風、吹きつけらるゝを幸ひ見ければ、六基とも無人島、てぞありける。無益の喜びしたりとて、眩きながら、其西の方、見ゆる餘程、大なる島を指して走り、夜、入りて、島陰へ乗り込み、碇はれろしたれども、海上潮の色、赤く濁り、潮流はやく、浪荒き上、風雨烈しく、特に黒白も分たぬ、夜半なれば、其困難いふはかりなし。同廿六日朝五ツ時、船は流れて岸近くなる、吹付けられて、破船せは、由々しき大事なりとて、二箇の碇をれるせども、停らず、次第、陸地、吹き付くるゆゑ、碇を取揚る暇なく、一箇をは切り棄

て、辛うじて一箇を取り揚げ、急ぎ島かけ、走り入りたれども、同廿七八日、風いよくつよくして浪高く、暫しも安き心なし。さてこゝに見ゆる島山は、いづくの地なるか、知れざれども、清國なるやも圖られず。若し然らんば、琉球人の薩州、かけ落ちするは、清國へ對して忌むべきとなりと、兼て聞き及べるとあり、彼の船出のとき、水主は雇ひし琉球人二人、交り居ては不都合なるべし。とて、二人の月代を刺り、本邦人の姿、作り變へ、登世村の名を、村右衛門、島森を、森右衛門と改めたり。廿九日、は、碇二箇とも、斷切られ、蘇網一房、残るのみ、て、風下追々、岸近づき、僅か、二三間を隔つるのみ、て、今一度、吹着けなは、船は忽ち微塵と見えし、ぞ、破船の後、は悔るも益なしとて、衣類、其外、手廻り物等を持ち、一同、端舟に乗移り、岸の方へ乗付けし、清人と見ゆるが、十人許、岸上より、熊手繩等を下し、端舟を引き寄せたれば、残らず之、取纏りて上陸

するや、否や、端舟は忽ちたゞ一撃、打摧かれ、渦ま、波底に見えずなりぬ。此時尙、人をも吹倒すべき暴風雨、て、原野、久しく凌ぐべくもあらねば、彼の清人、手真似して、人家ある方へ連れゆかれよと頼みし、直に諾して、端舟より持ち上りたる衣類、腰の物等も、運びくる、よ、從ひ、四ツ時、（今十時）、人家、近づき、堂の如き建物、入りぬ。清人、文字を書き、何國の者なりやと問ひしゆゑ、日本國薩摩の者、て、一船十九人乗組なる由を答ふれば、程なく飯酒菓子等を贈り、厚くふるまひたり。此處は人家も多く、浙江寧波府定海縣の内、舟山の大魚廠といふ港、て、十九人が今宿りしは、鎮守なる土神の祠堂なり。居は陋隘なれども、怒濤驚波の上、あるは勝れり。口馴れざる食物も、饑渴を凌ぐは餘りあり。されは虎口をのがれて、慈母、つづくの思ありなと、話す中、同夜半、此地の把總（武家邊守の役下司）、入り來り、文字を書き示して、問へども、詳

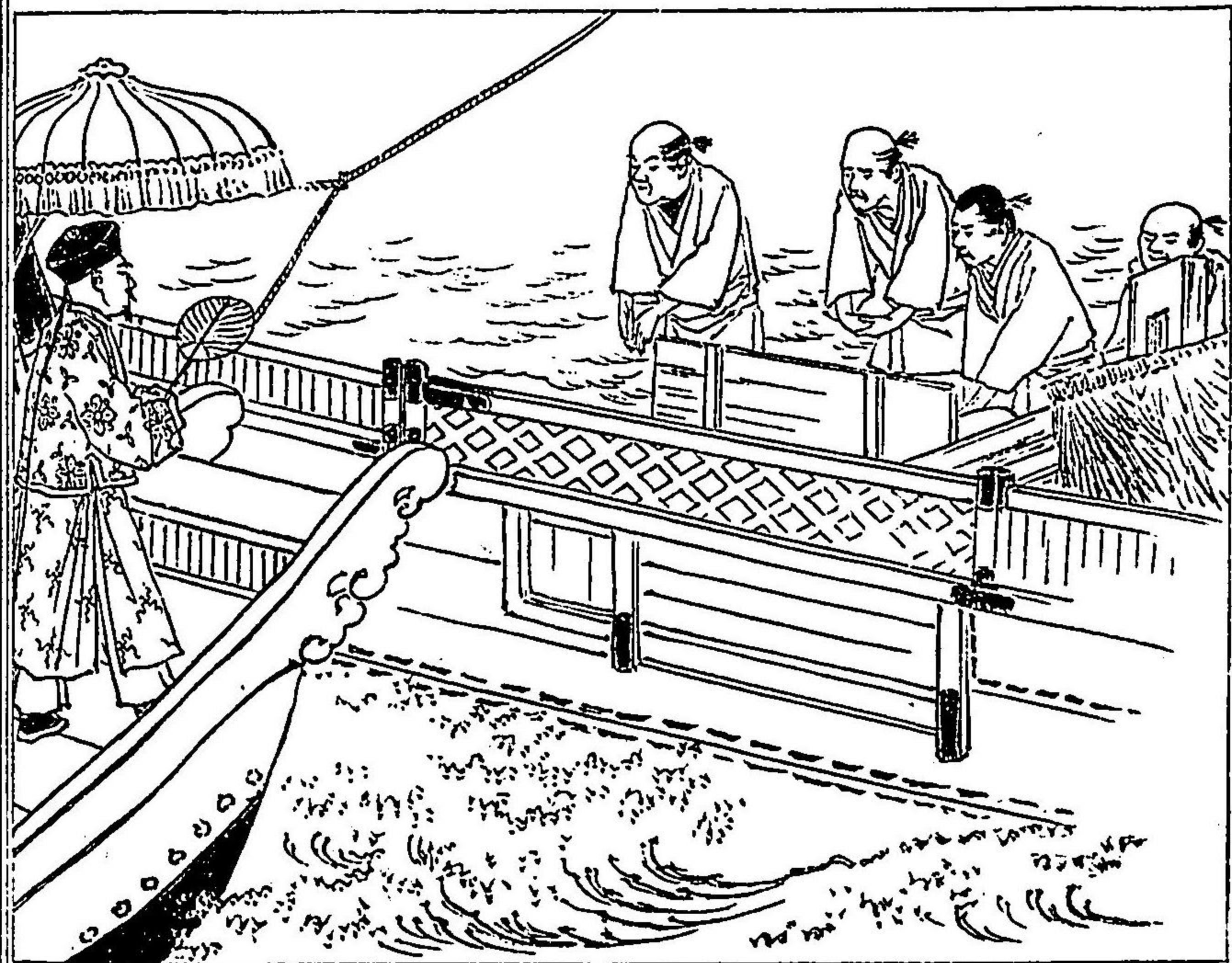
は解せせ。唯漂着の次第を尋問するものと推察して、日本薩州の者十九人、武州江府へ廻船の路次、漂流されしと偽りて、文字又は仕形にて答へし、彼亦明は解せざる様子にて歸り去りぬ。此夜は一同こゝに臥し、翌九月一日早朝、池山等は、乗捨船の安否心元なく思ひ、水主甚平等五人を見届けとして遣はし、己は海上番所に至り、乗捨舟引入の儀を請ひし、天氣晴れ次第引廻すべき返答ゆる強ふるともならざして退き歸りぬ。此日清人の周旋にて、近きあたりの十二疊敷ほどの明屋を修理し、土間を稿を敷きたるに移り、食事は近くの茶屋体の家、三人五人づゝ連れ行かれて喫飯せり。同夜より役所の意に従ひ、海賊を防ぐがため、錢一匁文を出して鉄砲太刀等の兵器を備へたる警固船一艘を雇ひ、甚平等五人も此船に乗りて、難破船の警衛をなし、同五日に至り、引船六艘にて湊に引き入れたり。此船賃として、錢一匁文を渡し且つ

種々の盡力ありし役人又は附役の者へは、夫々金銀尺蓆盤ぶた等を贈りて謝禮とせり。船はすでに港内波靜かなる所に引き入れたれば、上陸中の宿料食費等を支拂ひ、總員移りて船住居をなしぬ。同しき八日千總官往來等を守り他邦の船の鐘老爺、多くの卒を従へ、乗船にて此方の船近くは船繋りせしが、同十日に乗り移り、漂着の始末を糺し、且つ歸國の節は還すべければ、所持の鎗長刀弓鉄砲を渡すべしと仕形にて諭しけり。よりて残らず武器を預けし、指刀をも渡すべしといふ。帶刀は隨身の具にて手放し難しと仕形にて答へし、強ふる事もなくて立ち去りぬ。同廿二日定海縣の典史刑事の司、邱老爺、數多の卒を従へ、大船にて入津し、鐘老爺と共に又我船に乗り移り、漂着の吟味をとけたる末、此國朝廷法令と書き示し、帶刀を渡すべく仕形するにぞ、國法とある上は致し方なしとあきらめて、残らず渡しやりぬ。此官人至つて柔和にして

深切なり。同十九日、先づ禮物として贈れる金銀物品を、残らば我船も持ち來り返したれば、何の故かは知れざれども、請取れけり。同廿日、寧波府定海縣の知縣（一縣の諸所官公）正七品段大爺の一艘入津せしが、鑼太鼓を鳴らし、すべていかめしき有様なり。日傘をさしかけさせ、我船も乗り移りて吟味すると、前の二船はほゞ同じく、豚肉、雞、羊肉、米、野菜等を賜はり、船を修補し、日本に歸らしむべき旨を筆して示し、諸事懇切にもてなし、やがて其船に歸れるが、其様いかにも高貴の役人と見えたり。一同は、漂着以來、仕方と文字とよて、僅かゝ應對すれども、靴を隔て、痒きを搔くの憾み少なからざれば、日本語に通ずるものあらば、其者よりりて充分の意志を陳べたしと、段大爺も乞ひし、尤もなることなりとて承引し、且つ、近々順風を窺ひ、定海縣の城下へ送るべしとあれば、一同少しく安堵の思をなしたり。同廿一日、我船も引船二十艘と外も警固の小舟二艘附き従ひ、大魚廠の湊を立ち出で、二ヶ所は日和を待ち、廿三日は引船警固船とも帆を揚げ、邱老爺外官人の舟々は前後を擁護して、同七ツ時比（今午）定海縣内の一港に着きける、邱老爺は我船も乗り移り、無事着港の祝詞を述べたる様子なれば、然るべき挨拶なし、其夜は港にかけし我船の警固至つて、嚴重にて、夜中鑼を鳴らし、鉄砲を放ちて非常を警しめけり。同廿四日、濱邊なる浦役所の呼び出しより、一同之に赴きたる、無事の着船を祝し、且つわが主従へ豚羊雞等の煮肴をば、あまた錫の鉢に盛りて贈られたり。

同廿五日、定海縣の巡檢使、邱老爺來りて、我船中の荷物等を一點檢せしが、其後、邱老爺、段大爺等の見張り、荷物は一切陸揚げなし、禹王宮と書ける額を掲げたる祠堂の後手なる家へ引移りぬ。されば同夜よりは空船となりたれば、水主數人づゝ船番をなし、持上りたる鍋釜も

て炊事し、こゝよ
數日をくらしけ
る、此時の掛り
役人は、定海縣の
書記陣氏陸氏兩
人よて、米魚野菜
鹽薪まで、毎日同
人より届けられ、
其の入費は一切
定海縣の公費よ
て、後日よ至り、打
算して償却すべ



きこと、定めら
れたり。同十月
晦日、段大爺の
贈る所なりとて、
菓子食物等數多
持ち來るあり。
其後も清國仕立
の木綿着物袴帽
子など一組づゝ、
一同へ贈られた
り。十一月廿七
日、段大爺同道よ

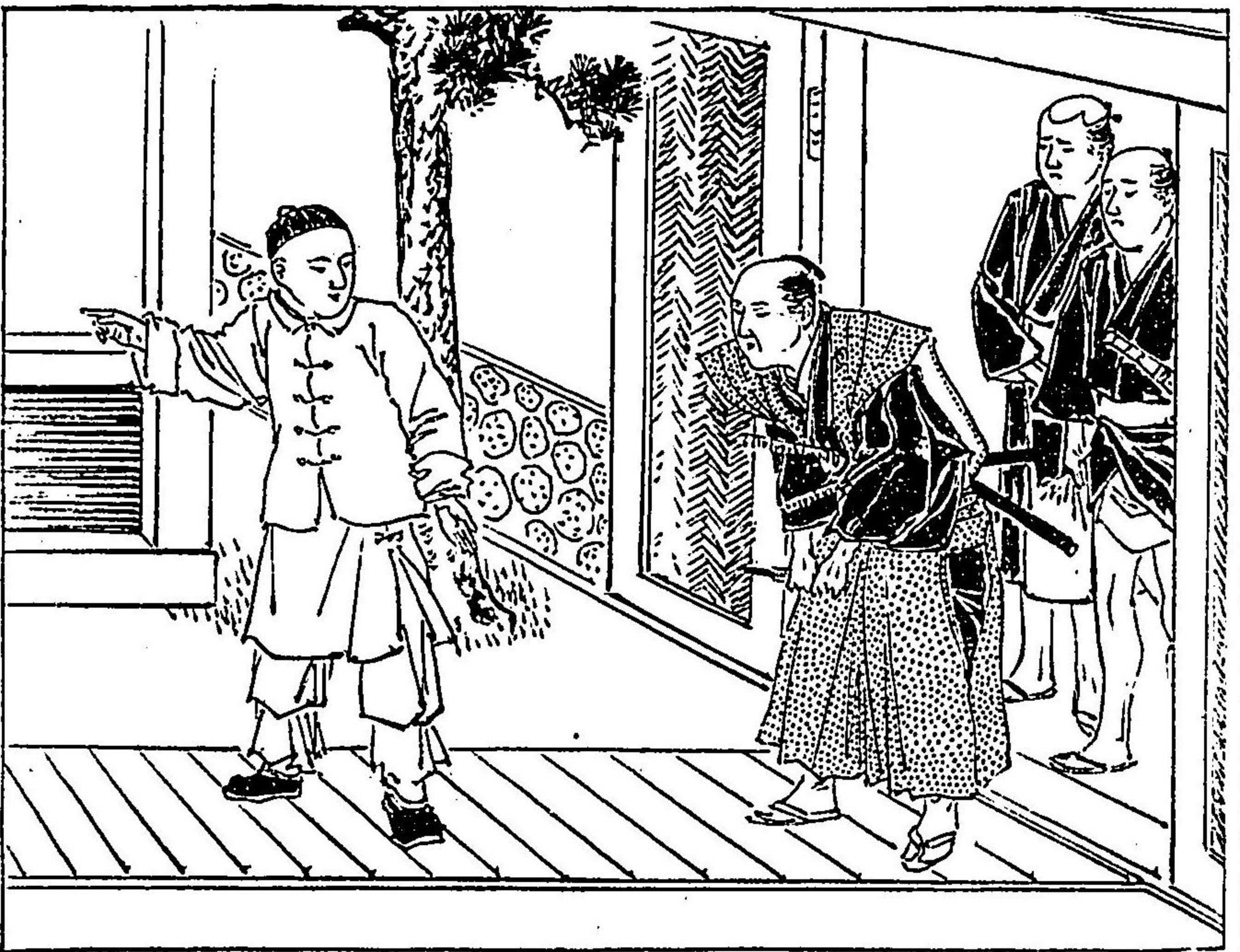
て劉則木といふ
者來れり。此者
は平湖縣蘇州の
范氏十二家の荷
主の紹介よて來
れるとよて、曾て
我國へ渡來して
言語も通するも
のなれば、通事の
ためよ定海縣よ
り平湖縣よ照會
して呼びよせ九



るなりとぞ。さ
て劉則木のいへ
るやう、お身達の
船よては、再び日
本へ歸らんと覺
束なし、いづれ中
國船渡航の節よ
同乗するとよか
るべしといふ。
いかよもして修
繕を加へ、我が船
よて歸國を望む

旨を答へし、翌廿九日、彼又來り、先年奥州仙臺の者十三人漂着の節の書類なりとて出し示し、其節は船具まで残らず留おきしが、此度は船具の分はすべて持たせて歸すべければ、必ず我が言ふ如くせよといふゆゑ、所詮我が望みは叶はぬと思ひて、其言に従ふこと、定めたり。十二月十三日、船の代金として、唐錢四貫文をうけ取りぬ。かく段大爺は、格別厚庇を蒙りたれば、麻上下を着し、通事を案内として、其の家へ赴き、芭蕉布十卷、焼酒一壺、紅花一臺を贈りて、禮を述へし、彼方より亦丁寧なる答禮ありき。同十九日は、總兵官正三品季大人といふが、數多の卒を従へ來り、一應の檢閲を了りて歸り去りぬ。此は彼國の我國に對すること、鄭重なるか故、縦令漂流人までも、決して等閑にせざるか爲、かく高貴の官人自ら出張して、事を視るなりと聞けども、却て五月蠅くて、かゝることはあらずもがなと思はれたり。同日段大

爺より、前日贈りたる物品一切を送り返されけるが、初め受取おき、後に至りて返附すると二度も及びしは、如何なる故、や不審晴れやらねど、問ひたすこともえならでかくて止みぬ。同廿



一日、一兩日の内、乍浦へ渡るべし、今日は吉日のとなれば、荷物の積みぞめすべしと、通事のいふに従ひ、清人の手傳を受けて、荷積を終り、一同は、二艘の船へ乗り移りて、同廿七日、乍浦といふ港へ

つきけり。此所は浙江省興府平湖縣内にて、則ち我國及び奥港などへ、
 渡海の船の寄り集ふ所なりとぞ。翌廿八日一同上陸し、謝永泰といふ
 いと富有なるものゝ家に入りけるが、此謝氏は日本通商范氏十二家の
 間屋にて商品の出入共此家にて取扱ふなり。此度は官よりの命より
 滞在中の賄其外の雜費も、皆此家にて負擔したり。其の取扱ひ
 萬事いと懇切にて、皆々身の異域あるをも忘るゝはかりなりき。

明れは午年正月元日、通事より年賀として乍浦の官人より詣るべしと
 の知らせありけれども、仲原は不快なりければ、池山のみ下人一人と水
 主の内三人を従へ、劉則木同道にて役所体の所八ヶ所を回禮せしが、其

通事劉則木帶同日本難番人池山喜三叩首叩首

節通事の携へたる名刺は皆圖の如くにて、官人は出で、答禮するもあ
 り、又は取次にて名刺を受取るはかりなるもあり。

同月三日、平湖縣の知縣薰鈞、謝永泰の宅より來りて一同面談し、來月
 初旬歸國の支度をなすべしなど、懇ろに述べて立ち去れり。

これより先き、水主源四郎、傷寒にかゝり、種々の手當も其効なく、去る
 巳年九月十五日の朝に死去したり。當時舟中にて爲すべき様もなく、
 櫃に納めてきたりしが、着船の上埋葬の事を乞ひたるは、本棺に移し
 て葬送すべしとありければ、それまでには及はずと、辭退すれども聞き
 入れず、清人四五人にていと懇ろに葬りたり。此時は彼がいふまゝか
 せ、見届のためとて、こなたよりも四人の者出で、送りけるが、源四郎一
 人、唐土の土に埋まりしと、あはれ墓なき次第なり。然るは下人權右衛
 門も、午の正月十日頃より痲病にかゝり、服藥其効なく、同十三日に死去

し、前例の如く埋葬の式を終りけるが、重ねての世話なれば、薬價又は人夫の賃等を納めんと言ひしかども、彼は固く謝絶して受取らざりき。同二月朔、我國風に仕立たる綸子縮緬入羽織清様の細袴一足の杓足袋を添へて、謝永泰より一同に贈り與へけるが、これは公局范局の主人より送り越せしものなりといふ。公局は日本通商十二家の荷主、范局は范氏の荷主なり。且つ十二家の荷主の内なりとて、蘇州より沈雲瞻といふもの來り、出帆までいと懇切に周旋の勞を取りたり。

歸航の日も近き、あれは暇乞として、同月四日、先き一年賀し、各所へ赴きける、乍官府といふ役所にては、茶煙艸を出して暫く留めし、其間、勝手口より、美裝の婦人三人、多くの侍女をつれて出て來り、めづらしげに此方を指し笑ひなどして、暫く打眺めて入りぬ。同五日、謝氏の書院にて、池山仲原を正賓となし、多くの清人打よりて、天官賜

禮、三國志水滸傳等種々の狂言を演じ、夜に入りては美酒佳肴を打陳ぬ、下人水主までも夜深るまで饗應せり。其言語は通せざれば、狂言の興味は薄けれども、わざと馳走として蘇州より雇ひ來れるよしなれば、其の志は斜ならず感せられたり。

同九日に至り、我國へ渡るべき船商二艘ありて、游撲庵蔣培二人船主なり。一同喜びて暇乞を述べ、久しき間の厚意を謝すれば、又彼方よりも許多の餞別を贈り、曾て預けおきたる武器類を始め、荷物残らずの始末をつけ、二艘を乗り分れては出船せしが、游撲庵の船は同廿四日、蔣培の船は、途中にて風不順のことありて、三月九日、九州長崎につき、繪踏〔繪踏とは當時切支丹宗門の禁殿なりし折柄にて我國人の彼の宗門を信したるを命せられて上るや否やを試みる爲に耶蘇が十字架に磔せられたる畫像を踏ましむるなり〕を命せられて上陸し、清國滞在中、切支丹宗門に歸依の事はなかりしか、彼の地に残し置たる武器はなきか、通商ケましき事はなさざりしか等の吟味を受け、安

右に掲ぐる十一人が、寛政二庚戌年（今より百二番）二番三番の唐國船に送られて、我が長崎に歸着せり。何時出帆せしぞ。何處に漂流せしぞ。

彼等が始めて開帆せしは、實に天明八年（今より百四年）七月のとなりき。今

の北海道なる松前の枝ヶ崎彦六といへる者の、二十二端帆七百石積な

る松榮丸といふ大船に、同人の商品酒五十樽、米四斗八二百俵、煙艸百斤

入十個、木綿五十端、古衣三十、麴三百五十俵、其他の品を積み入れ、船頭善

吉其他楫取一人、水主九人、炊方一人、都て十二人乗り組み、同二十日に松

前港を出帆し、九日を経て石狩に着し、商品を陸揚げしたる上、鮭の鹽引

大小千六百四十束、廿九本と交易し、又之を積み入れて、同十月四日に石

狩を去り、同廿一日松前港に歸り、同所の間屋なる大黒屋茂右衛門に通

達して、改を受け、直ちに江戸の材木町三丁目小林宗九郎方に廻漕すべ

き豫定にて、おはし日和を待ちける内、又も鹽鱒四百三十三本、其外糶米

四十俵、鹽味噌薪等を積み入れ、水主三人を雇ひ増し、十五人の同乗にて

十一月四日の朝風を帆を揚げ、江戸に向て進航せり。

すで海上に乗り出で、後は風より外に頼むべき者なく、風あれば、

船進み、風なければ船進まず。船は重く櫂の力は微かなり。若し虐風

の起るありて、之に加ふるは潮流の方向順ならざれば、いかよ力を竭す

とも、船の自由にならざるは、權執て後ち知るを待たざるなり。當時の

航海者の勇氣賞するに餘りありといふべし。出帆の翌八日の朝は、

南部八戸沖まで進みしに、酉戌の天より大風俄に吹き起り、乗組一同立

働けども、帆を下す暇もなく、吹裂かれ、外艦さへも打ち破られて、一船危

く見えしかば、追々荷物を抛げ棄て、四條の綱を垂れて引かせ、碇をも下

したれど、船の流ること急にして、碇綱も忽ち摩り切れ、何處ともな

く大洋に吹き出されぬ。されは方位をよく考へ、元の地方に乘戻さん

と、一同力を極むれども、逆風にて進退叶はず、僅か一桁を橋代へ暫しのなきの間合々々、綱を引かせて漂ひける内、同月十八日は西風大に吹き猛り、山岳をも吹き飛ばす勢なれば、波浪激して空に舞ひ打ち込む潮水にて船は水船の如くなり。一同は身命の限り之を汲み出し、僅か沈没を免れたれども、風波の激する毎に碇六箇まで摩り切られ、今も破船の様子なれば斯くある上は、到底人力の及ぶべきにあらず、唯生死を天に任すべしと、一同髻を切り、船頭所持の脇差其他鏡小刀鉄の類を身代りとして海中に投げ入れ、偏に佛神を伏拜み、如何もして地方に近づかせ玉へと乞へど祈れど更に其験なく、漫々たる海上に、山なす怒濤に打ちゆられ、流れゆくより外はなし。船頭は勉めざるにあらず、水主又怠れるに非ざれども、天運會せざる時は、又如何ともすべからざるなり。



かくて數日を経るほど、薪水盡きぬ。糲米も乏しくなりぬ。捨て
残りの鹽魚はあれども、之を食へば咽乾くがため、食するものなく、さ
りどて命の惜しさ、絶食をなしがた、竹片船板の類を取り外して
飯を炊き、僅か一椀づゝ、て餘命を繋ぎ、一向、天水を仰ぎける程、
十二月廿三日、至りて、少しく雨降りたれば、端船桶鉢等、之を承けて、
漸く渴を凌ぎ、來る日も來る日も爲すをなく、打過き、年も改りて、酉の正
月中旬より、波少しく和き、二月中旬よりは、又々元の如く吹き荒れ、陸地
の影たゞ見ゆることなく、唯白浪の上、漂ひ、西と東の定めもなく、風、
任せて流るゝのみ。力山を抜く猛將も、時利あらざれば、駈逝かざるの
嘆あり。一帆四海を奔馳する海夫も、こゝ、至りては、又手を下すべき
すべもなし。

同じき四月廿日ころなり。

遙か一目、遮るものあれば、これ必定陸

地なり、いかゞもして、乗りよせたしと思ふとき、見馴ざる船、帆をかけ、
近づき來る者ありしが、筒袖襦袢、ゆるき股引を穿ちたるもの十人は
かり、どや〜と此方の船、乗り移り、食餘の米四俵を見付けて、奪ひ去
らんと様子なり。それなくは餓死すべしと、仕形、て示せども、持ちた
る劔、て威しかけ、猶船頭所持の小箆、筒其外夜具有合の錢六貫文をも
掠め去れり。無念やる方なけれども、手足も利かぬ者のみなれば、爲る
がまゝ、任せしが、慈悲も情も荒海の、上、働く海賊等、憎みても尙餘り
あり。

同じき廿六日の明け方、半里ほど距りて、地方の見ゆるとき、廿餘艘の
小漁船ありしが、其乗込の人々を見れば、何れも前の海賊の衣裳、同じ
き、ぞ、これはわが日本の地、非ず、定めて清國、もやと思はれたり。
助けくれよと仕形、てたのみ、其が船、引かせて、海岸番所の前、碇を

下しぬ。間もなく赤帽を被りたる者來りて訊問すれども、少しも通ぜざれば、往來切手を出して示せども解せず。日本と書きて見すれば、心得たる様子にて立ち去れり。然るも前より引船せる者共來りて、賃錢を請求し、糶米残らずを取り去る様子ゆゑ、渡さじと争へども聽かざれば、米一斗ほどを與へて事を濟しけり。翌廿七日は海岸より人家も見えなれば、上陸して後ち能き工夫もあるべしと、本船は乗捨となし、端船をれろして、糶米鍋釜等を積み入れ、一同勇を鼓して地方より漕ぎよせし、鎧劔等の拔身を持ちたる者數多、いたく驚きたる体にて進み來りぬ。此處は清國廣東省潮州府惠來縣の内なる海岸にて、今しも寄せ來れるは、海岸を守る千總把總等の配下なる軍兵なり。其内頭立ちたる者一人、硯筆紙さし出す故、此方は日本と書き與へし、其を持ち歸りて程なく又來り、關帝廟より案内せし故之より投宿し、五月二日の朝興より乘りたる

巡檢使〔正九品〕千總〔正六品〕の二人は從ひて發足し、山路十里ほどにてユウライ來 縣センの縣廳より着し、其知縣の取糺しあれども、例の如く言語更に通せず。退きて後、同門前の長屋より數日を送れり。此間は常より二人の番卒あり。

同じき廿三日は、縣丞〔正八品〕の次位なる守備〔正五品〕千總其他の從卒と共にここを出發し、七月四日クワントンセンの南海縣廳より着し、土神堂より投じ、又も二人の番卒より監守されて日を送り、九月廿八日神泉司巡檢〔正九品〕より從ひて川船より乗り、又上陸して徒行するともあり、十月廿五日は浙江省嘉興府平湖縣の乍浦とて、いと賑やかなる港より着き、本邦より通商する謝永和なるもの、二階より宿り、常より番卒一人通事二人附添え、何の不自由もなく、翌年四月廿一日まで此所より打過ぎぬ。水土の變れる爲めはや、水主與三郎は、酉九月十二日廣東省より、同甚

太郎は、十月廿九日舟行中、楫取佐之助は當正月十三日、水主惣右衛門は同廿四日乍浦にて、何れも痲病のため客死せり。與三郎甚太郎の死骸は、典吏の手にて埋葬したれば、漂客は知るを得ざりしが、佐之助惣右衛門の葬式は、清國の人夫及び巡檢と共に野邊送をなし、彼國の習俗に従ひ、三寸四方程の箔紙を焼き捨て、土葬せり。此の金銀の箔を紙よりつしたるを冥金と名づけ、又帽子衣服等の形を押したるを冥衣紙と名づけ、佛事の時に用ふるは彼國の習俗なり。さて一同は、漂友の死を憐れみ、通事を以て、せめては右兩人の石碑なりとも建てたしと乞ひし、小さき石は郷貫俗名を彫り付けて、四月十九日成りたれば、共に建立し手傳ひて、此世限りの暇乞をはなしける。

一同の歸朝の心願空しからず、我國に通ふ渡船あり、四月十一日、十人二艘は乗り分れ、各艘は通事一人づゝ附き添ひ、一船は五月十九日

一開帆して六月十六日、一船は五月廿六日開帆して六月十四日、何れも恙なく長崎に着き、形の如く取調べを受け、後ち各歸國を許されけるが、前には帆を松前へ開き、爾來常は逆境に陥り、怒濤天を衝て千雷の響き轟くが如く、一葉の敗船空に上るかと思へば、忽ちして千尋の水底に臨み、聲を限りし神と呼び、佛と呼び、叫喚地獄に悲嘆せるも、今は遠き清國を實見して歸り、長崎に笑顔を開くを得しも、海事に勇なる船乗業の徳がかし。さて歸朝の時、漂客の所持したる書類は、安永七年に受けたる松榮丸の手形一通、天明八年江戸廻しの節に受けたる往來切手一通、共に松前志摩守の下役より出でたるものにて、船頭所持し、此外楫取水主の内にて、寺受狀九通並に太神宮諏訪金比羅阿彌陀觀音大般若等の掛守と、乍浦にて與へられたる左の牒狀なり。其牒狀は、轉寫の誤りと思はるゝ文字あれども、未だ他に校讐すべきものを得ず、改む

るよ由なければ止むを得ず其のまゝこゝに添へ記すとしかり。唯好
奇の士のためとするのみ。

兩局會館

每接長崎松前難民伊兵衛等十一人呈稱遭風漂至天朝得蒙矜恤現在難衣
食豐盈水土服習然故鄉念切々奉願早求歸國辱因今兩局會館公議本因即
送你儕歸里目下已屆春分節氣東南風當今之時不敢放胆送往俟三月間兩
局回掉船來至四月內發辨出口即使兩局分送你儕歸國到長崎也

乾隆五十五年歲次庚戌正月三十日給

兩局會館書

第十談

勢人魯西亞漂流十二年を経て歸國す。

人王第一百十八代光格天皇の御宇寛政五年癸丑九月十八日曾て魯西亞

一漂着し今年夏蝦夷の根室一送り届けられたる伊勢の光大夫所傳多幸

光大夫と記しありて幸にも光大夫自筆の魯西亞文字を書きたる末に記す磯吉兩人を取り糺すと

ありて十一代將軍徳川家齊公吹上江戶の上覽所一出でさせらる。正

面一は簾を垂れて透見あるやう一設けられ右方なる奥一は松平越中

守加藤遠江守平岡美濃守高井主膳正列座し小納戸頭取龜井駿河守小

野河内守多記永壽院桂川甫周の面々は訊問の役として將軍の右手一

着坐し今日の執事として中川勘三郎矢部彦五郎の兩人等控へたり。

さて呼び出されたる二人はしづくと入り來り帽を地上一れきて

拜禮し兼て備へたる二脚の床几一かゝりしが此時光大夫の打扮は髻

を三つ一組みて長く後一垂れ黒絹一て之を巻き衣の襟一は金の小牌

をかけ、桃色銀モウルの筒袖外套、紅き珠の鈕を飲め、同じ地の袴、紺地錦の緊身を着し、足は莫大小の上、黒ハルミヤ革の長靴を穿ち、魁藤の杖を携へたり。磯吉も亦大同小異の打扮にて、銀牌をかけ、紺トロメンの外套、銀の鈕を飲め、天鵝絨の緊身、黄黒間道の天鵝絨の袴なるが、其様當時、珍しければ、人皆奇怪の打扮もあるものかなど、評し合へるも理りなり。

抑も此船頭大黒屋光大夫水主磯吉の兩人は、もと伊勢國川曲郡南若松村の生れ、同國白子村彦兵衛なるもの、持船神昌丸、紀州侯の城米を積み入れ、船頭水主十五人、外、紀州侯の上乗一人、中乗一人、併せて十七人乗込み、天明二壬寅年〔今年前百〕十二月十三日、白子の港を出帆し、大江戸さして走らせける、はからずも駿河沖にて大風、出逢ひ、浪高くして楫摧け、今も沈没すべき様子なれば、荷物を勿ね棄て、櫓を切り

折り、辛うして風濤を凌ぎし、翌十四日は、伊豆大島の方へ吹き出され、同日晝ごろより、目一つく山は更まなくなりぬ。それより日日西風、よて東南の方へ流れける、同廿日は、丑寅風、吹變りたれば、船中大喜び、幸、伊豆の地方へ吹寄するともあらんと思ひし、兎角、潮行あしくして、意の如くならはこそ、其夜又々西風となり、東南の方へ流れ去り、楫櫓等もなければ、爲ん術もなく、流るゝまゝ、打ちまかせ、時を待つより外はなく、唯棄残りの米百五十俵のありしを圍ひ、幸、れ屋敷竹を積入れありたれば、燃料は事欠かず、櫓の上、孔を穿ち、承けたる天水を木綿にて漉し、黒米の飯を炊きて食、充て、凡そ八ヶ月はかりを経て、翌年の七月十五日、至り、乗組の内、幾八なるもの一人病死したれども、船中、何の營もなしがたく、一同打ち寄りて念佛を唱へ、海葬したるも哀れなり。此間の苦難中々筆紙、盡しがたし。

同廿日の朝、東南の方遙く山見えなれば、皆々力を得て、如何よし
て地方に近寄らしと、潮垢離を取りて祈念しける、神佛の恵みもや、次
第く、山の方へ近づくと故、たとへ上陸したりとて、食物なくては如何
せんとして、先づ飯を多く炊きて桶に入れ、待つ間程なく何國の端とは知
らねども、目さす岸邊に近づくとことを得たり。されど磯打つ浪の高く
して、端舟をれるすた、自由ならざる、あまつさへ乗組一同皆疲れば
てたるもの、みなれば、容易に岸には上りかねたるを、互に助けく
れ、辛うして上陸しける、本船は見る間、荒浪のため破れけり。
此地は如何なる國ならんと、互にかたらふ折柄、彼方の山邊より、昔話
に聞きたる、妖怪ともいふべき異様の者とも十一人進み來り、端舟をば
力を併せて陸に引上げたり。其様鳥の羽など綴り付たる衣を着、頭は
赤毛ザンギリにて、甚た見苦しき夷人なり。こなたは荷桶の飯を出し、

仕形にて示したる、四五人は手を出したれば、これと與へたる、香を
嗅ぎて顔をしがめ、一口二口食ひて又吐き出せるは、かねて穀食に馴れ
ざる蠻夷と知られたり。此者共の案内にて、凡そ半里ほとも行きたる
、山の上より鉄砲一發打ち放したれば、何れも其不意に驚きしが暫く
して美々しき装束を着けたるもの十五六人立並びたる、近づきぬ。
彼等は何をか問ふやうなれと、言語少しも通せず、唯仕形にて互に其意
を通じ、同は小屋掛の如き所に入りぬ。程なく草にて巻き海水にて
煮たる魚肉を、戸板やうの物に載せて出したれば、之を食ひ、追々此地の
様子を探ぬる、魯西亞領の網師塚といふ横一里半、堅七里ほどの島に
て、彼の十五六人の者は、魯國より出張の役人なりとぞ知られける。言
葉は定かならざれども、何やら尋ぬる故、日本人と答へたる、ヤッホ
ンヌエと合點せり。

元來此島は、田畑なければ米穀一粒もなく、土民は銅釜もなく、僅か山の端など一穿ちたる穴中一住居し、茅草を薪とし、弓矢の外武器と見るべき者もなく、体甚だ臭し。女は顔と手の甲一青色の黥を爲し、又唇と鼻一角を生じたれば、皆々驚怖するを大方ならざりしが、熟々見る、角は自然の物一あらずして、鯨の鬚を筆の軸ほど一削りたる、長二三寸の物を、下唇と鼻の障子一二本づゝつけて、飾りとなせるものなること判然したりければ、始めて安堵の思ひを爲せり。此の角、平日は取りはづしれくそよて、其初め、稚き時一唇など一孔をあけ、疵口癒えたるを見て、鳥の羽をさし、後ち角をさすものなり。土人はラッコを捕り、其皮を剥ぎて年貢となし、又は貿易品一充つる由よて、多くの手代をもてる富豪のもの、此近邊の島々一幾組もあるよしなり。光大夫は役宅一同居して、日毎一魚を捕へて食一あて、其他のものともは、土人と同居して

或は穴居し、或は皮を納るゝ土藏の如き一臥し、爲すこともなく、打ち暮すうち、翌辰年九月晦日まで一同行中七人は病死せり。何れも、チンカ

〔兩名シアウルホイクに〕とて見馴れざる病症なり。〔三年八月九日綱吉の父三五郎同即ち青腿牙疳なりミゾに〕とて見馴れざる病症なり。〔三月廿八日勅兵衛十月十六日安五郎同廿三日上乗り作次郎十二月十七日清七〕
同時日長次郎四年九月晦日藤助病死

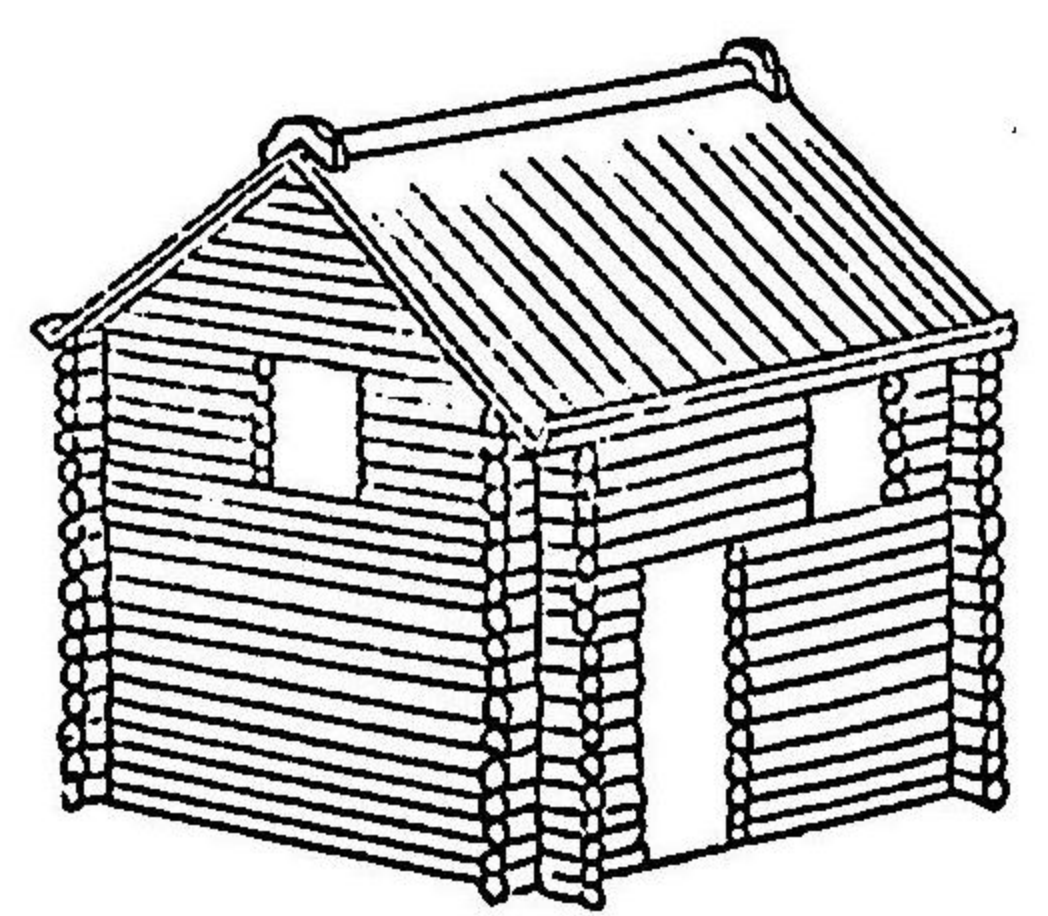
其の後は、魚の潮煮と黒百合の根を水煮となし、之をかきまぜて白酒の如く作りたる物のみを食物となし、空しく數年を送りけり。此の島一漂着してより、三年目の七月頃なりき。或日一艘の魯國船來りしが、岸邊一近よりて破船したりしかば、一同手傳ひて船材を運び上げ、以前より一小さな船一作り換へ、交代よて本島を立去る役人と同乗し、天明七未年七月十八日こゝを出帆し、船路千四百里〔銅本里〕を経て、同年八月廿三日紙紗塚一着船せり。此地は魯國の地續きよて、夷人の住地といへども、魯國より出張の役人も住み、市街もあり、網師塚より一遙一ま

さりてよし。さて其地に着きたる後は、代官より引渡され、光太夫は代官の宅に残り、八人は旅宿より、役人一人、醫者一人、卒二人を附けられた。食物は、代官所より、始の程は、麥粉やうの物を給せられしが、後には、牛肉、牛乳等を送られたれば、食馴ざる物ゆゑ返上せし、さらばとて干魚等を給せられぬ。然るに折あしく、當地饑饉にて、餓死するものさへ多かる状況なれば、代官所よりも、食物より差支たるより、一日は、八人の者へ牛肉と米一合づゝ渡され、到底食足らず、歩行もなりがたきまで、飢ゑつかれたり。此時宿の亭主の教より、従ひ、櫻樹の上皮をむき去り、中なる甘皮を食ひけるが、來る五月まで、凌がば、川魚も多く得らるべしとて、代官より懇なる慰めもあるとゆゑ、辛抱して日を送る中、此惡食より耐へざりけん、八年四月五日より五月六日までの間、與三松勘十郎、藤藏は病死せり。一人減り二人減り、次第に減るのみなれば、何時か我身もかくあらんと、そゞろに旅の衣をぬらしぬ。この邊は極めて寒地にて、人皆河水の凍りたる上、雪車を犬よりひかせて往來するなり。

去るほどは五月となり、いさゝか暖氣を催し、川々の氷もとけ、ナエツナヤとて、鮭に似て大なる魚數多捕れたれば、始めて蘇生の思ひをなしぬ。同六月十五日には、役人足輕等の附添にて、こゝを立ち、川船に乗り、又は山路を馬にて越え、三百七十里ほど隔りたる地、桐に到着せし、光太夫を始め、一同、銀貨若干を給せられ、同八月一日、又同地を出帆し、八百里の海上を過ぎて、同三十日、大塚といふ港に着きけり。此間、海上にて食物つき、三日が程は水まで乏しくなり、

大塚家屋の圖。

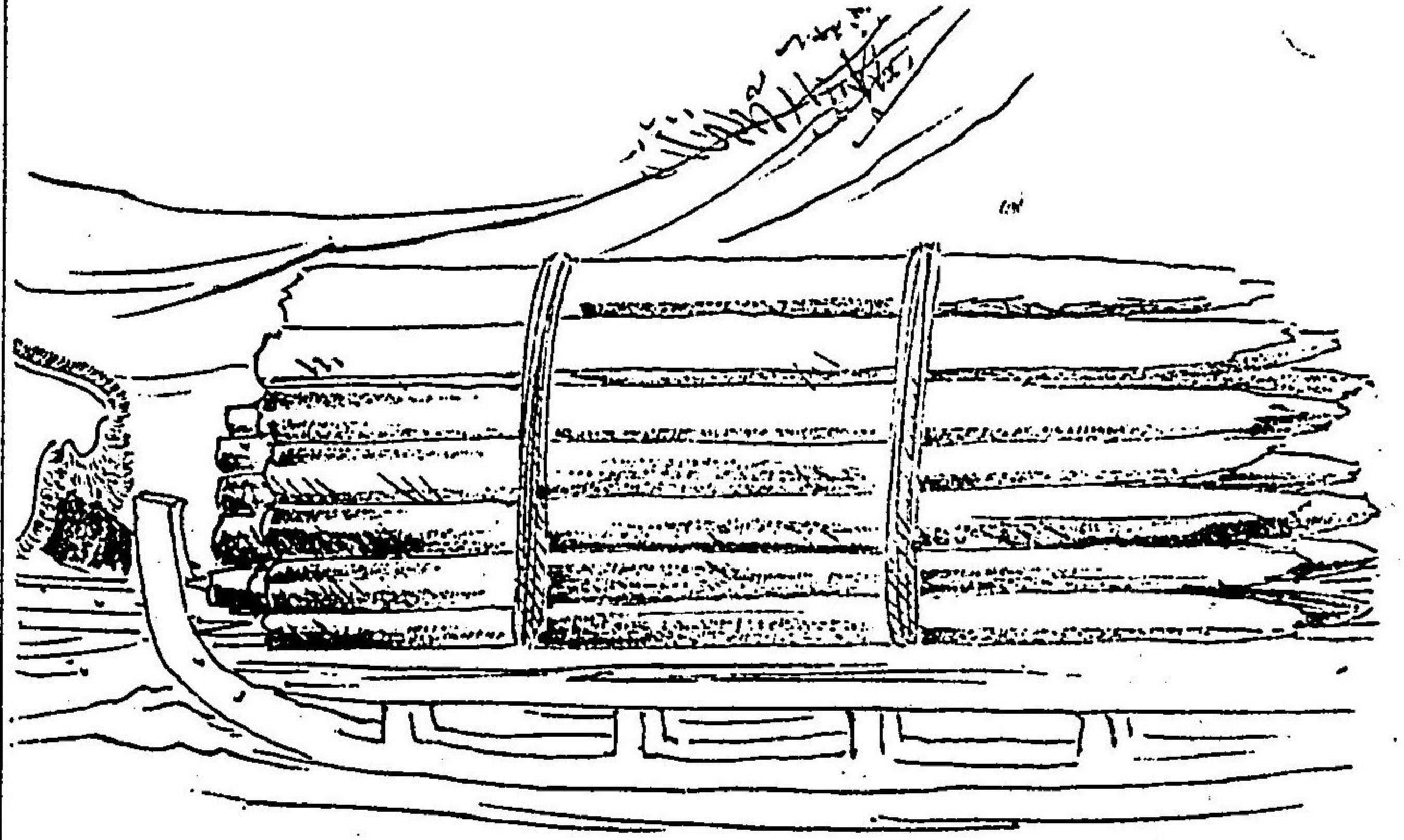
- 丸大木を横に重ね
- 組み上げ
- たる家
- て屋根
- の板を用
- ふ。



毎日茶わん少しづゝの水を呑むばかりにて食物は「チエレンヤシヤ」といふ葱の如き草の鹽漬ばかりなり。其艱苦堪へ忍び難ければ陸路を廻るべしと評議せる内俄に順風となり着船しけるなり。

一同は與へられたる銀貨あれば食事等の心つかひもなく十二日ほど逗留する内國都へ登ぼすべき荷

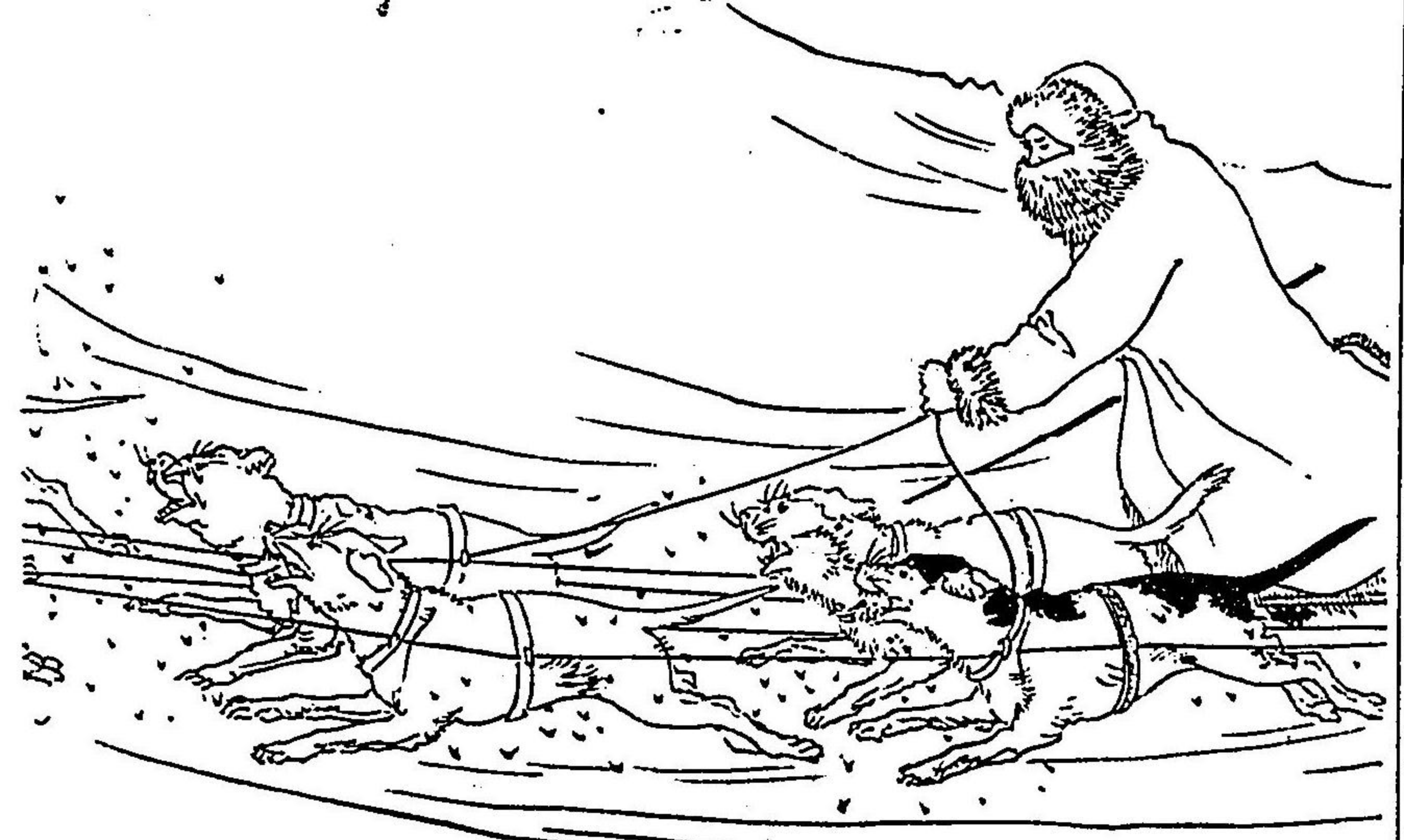
大塚雪車の圖。
此地の雪多く積る所にて、専ら雪車を用ひ、薪水の類何なりとも之を積み、數疋の犬を牽かしむるなり。尤も冬に至れば海上をも之にて運送せり。其犬のよく馴らしたるものにて御者錫杖の如き物を振り、口笛を吹て、右といへば



物ありて、其宰領役人と同道し、九月十二日よこゝを立ち出てぬ。

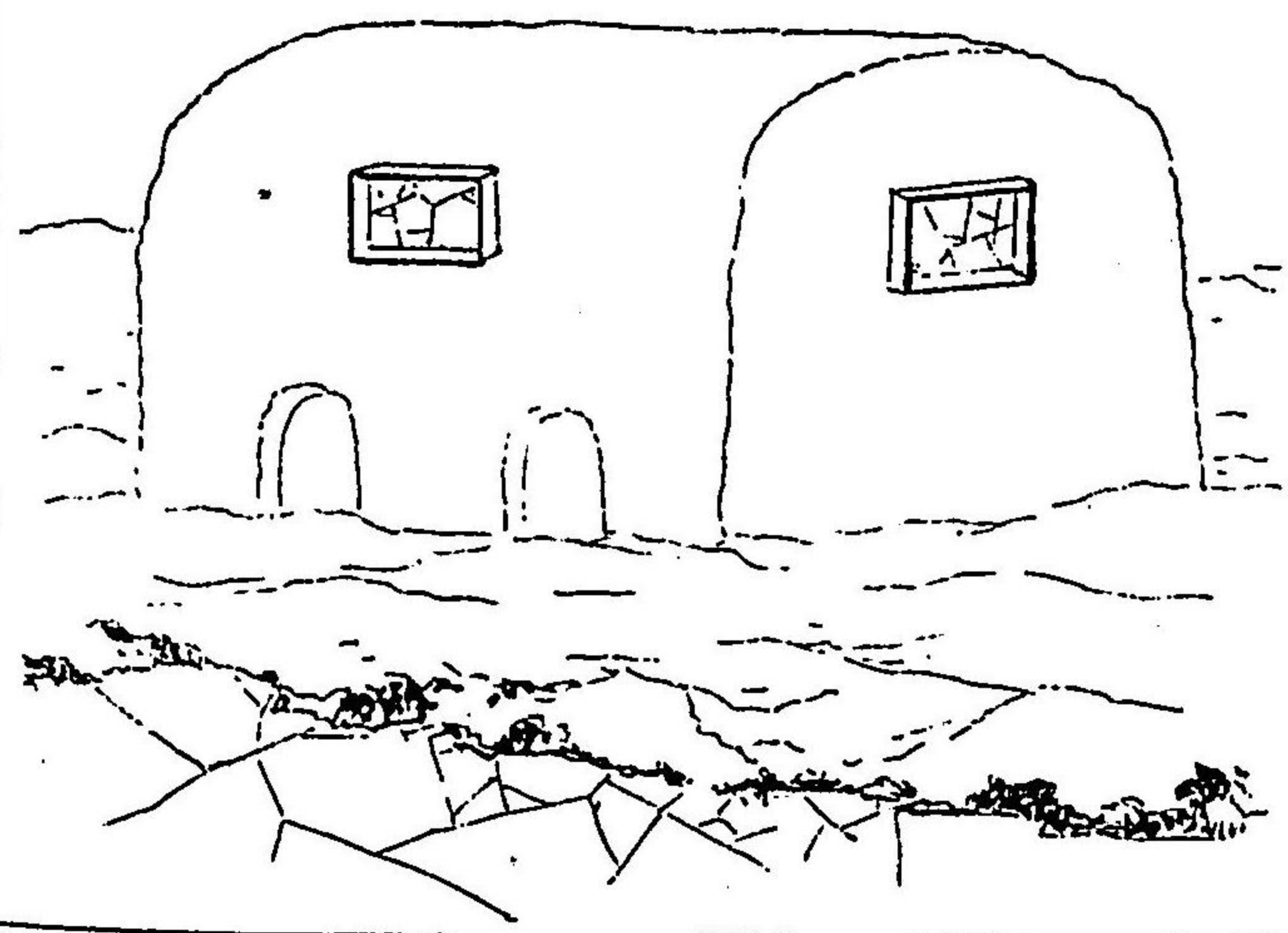
大塚より夜光塚までば驛次もなしとて、食物其他馬の糧まで準備して出發し、夜は木綿製の蚊屋の如き物を釣りたる中、露宿し、凡そ半分道も進みしとき、雪いたく降りたれば、更に一層の困難に陥り、夜は木の枝を折り其上に皮を

右し、左といへば左し、真中といへば直行し、進めといへば進み、錫杖を地より立て鳴せば足を止むるなり。荷の輕き重きよりて犬の多少あり犬の狗兒の時より戸外へ出さず、家の内のみ畜ひ、つなぎおき馴らすよて、夏の生魚冬の乾魚を與へ食せしむ。〔紙抄採り〕



敷きて臥し、乘馬にて旅行するも、手足凍えて堪へざる時は、暫く下馬して暖を取り、又乗りて進み、辛くして十一月九日夜光塚に着きけり。此間の道程千三百十三里と聞えたり。此地は魯國の東北隅にて、寒氣至て強く、旅行中、馬上より唾を吐けば、忽ち凍り、カラ〜と音して落つるも、其一班

王段より西部の人家(土室)の圖
 家作りの土室の如くして、屋根並び四方とも土にて厚くぬり、一方の横手は戸口を付け、之より入り又横へ直角の處に内戸あり。之を開けば居間なり。二重戸口の寒氣の吹込みを防ぐなり。内板敷又土間にて、兼所の臥床を高くせり。明り取の窓は氷を用ひて障子とす。これ厚き氷を川にて窓の形に切り取り、窓の隅にすき間を雪をつめ、後ち水をかくれば、忽ち凍りつくなり。もし外より雪ふきかけ、又いごみ掛りたる時、之を拭ひ拂へば却て明るくなるなり。



をささるべし。六七八三ヶ月間は、晝夜の別明かならず、夜に入れば曇りたる日より却て明るく燈火を用ひずして細字を讀み得るほどなり。〔これ北光の〕此より五百里以北は、人家もなき荒地にて、二千四百里の北海上は、冬夏の別なく、終歳氷にて塞れり。

夜光塚に滞在中、光大夫は銀三十五枚、磯吉等は銅錢二貫五百文づゝ、代官より賜はり、足輕附添にて同十二月十三日出發す。大なる櫃の上、管番屋の如き物を作りつけたるも、乗り又所よりては馬に乗り、翌寛政元酉年二月七日、道程二千四百八十餘里を経て射鴻塚に着きぬ。此間にて駱駝といふものを見たるが、頸最も長く、脊に瘤のある獸なり。又雁は終年此國にあり、就中春の中頃より初秋まで、多く卵を産みてかへし、家々も、我國のあひるの如く、羽をきりて飼養し、雄四五羽、雌三四十羽をつけられ、卵をとりて食料に供せり。又朝鮮人支那人などの、

此地より來りたるを見たり。

そもく漂客の魯國より漂泊すること前後十數年より巨り、其間死を決したるも亦少なからざれども、最も恐れを抱きたるは、此地方の酷寒より如くはなし。凡そ此の國より冬間外出するものは、皮衣を着、狐の皮にて顔をつゝみ、目のみ現し

夜光探まで
の道中支度
の圖。
袋の如き皮
衣より頭を
出し、目バ
かり出す被
物を被り、
手袋をいめ
足を包み、
皮靴をいき
防寒の用意
嚴重なり。



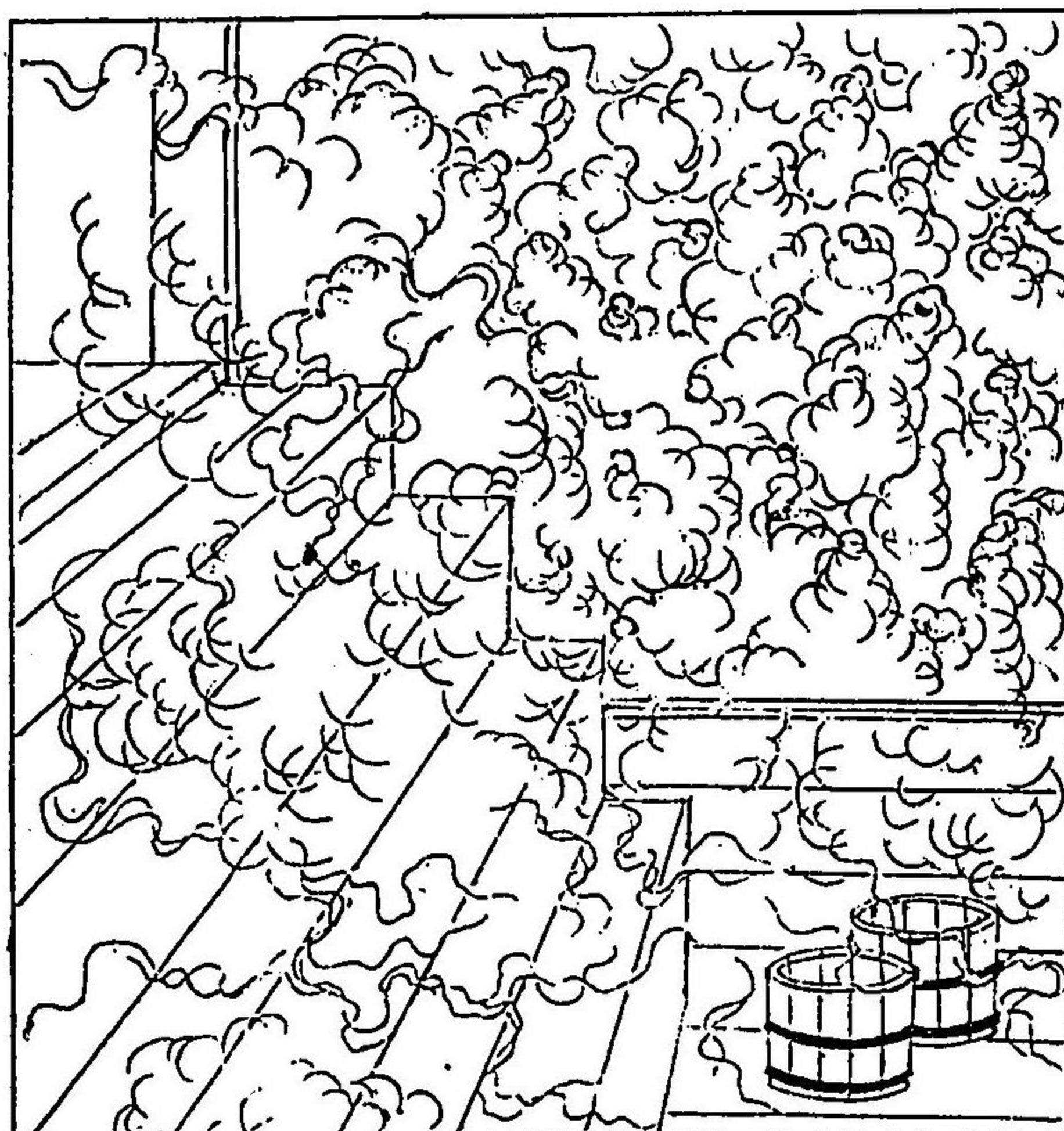
て歩行するより、若し引き合せの間隙より、耳鼻など露はるゝときは、凍りて石の如くなり、家に入りあたゝまるより從ひ、忽ち解け落ると常なり。時々頬さきのえぐりたる如く解け落ちたる者をも見たるが、皆此寒傷の致す所より、土人も此害は免るべからざるなり。それのみならず、きびしき寒氣に逢ふときは、手足も脱落するより、現に庄藏といふもの如きは、此がため大に惱まされたるより、此地の醫師は、鋸より兩足の膝節よりひき切り、焼酒をひたしたる木綿にて切口をつゝみて治療し、全快の後より足を木より作り足せり。其の手術を施す時のさまは、わきの見るめもあはれなりき。

魯國の王都伯得堡へ、歸國の願書を呈出し、其返事を得るまで、暫く此射鴻塚に滞在し、毎日飯料銅錢十文づゝ、代官より渡され過しけるが、その返事の來れるといふを聞くより、歸國の念を思ひ止まり、魯國の人とな

らは、相當の官位を授くべしとなり。今まで待ちたる甲斐もなし、如何なる事のあるとも、歸國の志を果さずばはれかじ。と、又も願書を出しけり。其間に、紙紗塚より大塚まで同道したりし下代官も着到し、此所の諸人に紹介したれば、日を追ひて知人も出來、諸所に呼ばれて、或は談話の友となり、或は見物に同道し、特にキリロといふ人等二三人とは最も親しく交りて、一日其家に往かざれば、迎ひの使者を遣すほどに繁く往復し、歸國の相談なども此の人に爲しつゝ、あけくれ國都よりの返事をまぢ居たり。去る程に二回目の返事來りぬ。其の主意は、若し此國に留りて商業を營むに於ては、資金は國王より貸し下さべく、貢税をも免ずべし。との沙汰のみにて、以後は、食費の下賜もなく、急に糊口の途ふさがり、又如何ともすべきやうなく、己を得ず、知己の人々を訪ひて、一飯づゝの恵みを受け、特にキリロの救助によりて日を送り、又、貴國救恤の

射湯塚の蒸風呂の圖。

多くの毎戸に浴室を設けかく。其法に内よ石を積み、下より火をたき、石のよく焼けたるとき之を冷水を打ちかく。さすれば蒸氣盛立ちのぼりて其内よ充滿す。此時入口の戸を閉つるなり。浴場の板隔して其傍あり。蒸氣の其板の孔より進み來るなり。幾重も設けたる棚の上よ人々裸にて上り体を



蒸せば、よく垢も失せ、疲勞も直る。棚の小枝の葉付のまゝなるを束ね、帚の如くなせるものなり。人々之を持って自體を打つゝ、垢の落とす妙なり。をか湯水流し等ハ本邦も同し。

恩は最も有がたく感佩に堪へざる所なれども、小臣本國に猶帝王のあり、容易く節を柱げて外國の臣たるとは、我國俗の許さざる所なり。且つは老母妻子兄弟の愛情斷ちがたきと、食物言語に至るまで、百事意に任せざるを多し、尙一層の救恤は速に本國に歸るの恩に浴せしめ給へ。と認めて、酉年二月七日に、三回目の願書を呈出し、其の返事を待ちたれども、唯年の改まるのみにて何の沙汰もなし。キリロいへるやう、子等が歸國の願の叶はぬは、願意の王聽に達せざるによるべし、この上は國王に直訴して終局するより外に術なし、予も同道して充分に願意を貫徹せしむべし。との厚き情の言葉に従ひ、帝都伯得堡に上る用意をなし、亥年正月十五日、光太夫磯吉キリロ三人にて、遂に此地を出發せり。道中は大なるそりに乗り、夜もその内に臥し、道のおしき所は馬を十八九頭、道よき所は八九頭位を繋ぎて走らせられたれば、一晝夜五六十里

を駛せたるるときもあり、或は所により馬に乗り、宿々にて馬をつぎかへたる所もありて、六月ころに到着せり。これより先き一月中旬に、乗組九右衛門は病死し、射鴻塚に残り居たる三人の内、水主新藏庄藏は病にかかりて甚た危篤なりけるとき、若し彼の宗旨に歸依せば、一たびは必ず回復すべきやに聞き及び、其宗旨に歸依したるに、不思議にも其病全快したれば、後ち永く魯國の人となりて留まり、小市は、其後國都へ送るべき藥種の荷と共に上京しぬ。

伯得堡に着して三日目なり。キリロ大病にかゝり、爾後三ヶ月ほどは病蓐に就きたれば、二人共に之が看病に怠りなかりし程に、追々病氣も平愈して、歸國の願を立つる運びに至りしが、同年十月九日、國王よりの呼出しありて、宮中に伺候せり。數多の官人席を列ね、玉坐の左右は、宮女雲の如く立ち並びたれば、心恥かしくて逡巡するほとなりしに、一

人の官人手を取て女帝の前に進み、兩手を重ね出されよと教ふるにぞ、いふがまゝになしたるに、女帝は御手をさし伸はし、指尖を光太夫の掌の上に軽く載せられけるを、三度戴きて嘗むるが如くなすべしとの教へありて又其言の如くに行へり。これは始めて帝に調する時の禮法なりとぞ。其時高官より日本へ歸國さすべき由を申し達せられ、且つ今や世界各國大抵吾國と通商交易せざるはなきに、日本のみ未だ通商なし、汝歸國せば、交易のとを以て我國の情を言へ。と諭されけり。始めに國王の指圖餘りに遲滯するを患ひ、紅毛人は永く我國に通商するとを兼て聞き及びたれば、彼等にたより歸國の周旋を頼みたるに、魯國への願書を引き下げ、魯國の手をはなれたる上は、送り届くべしとの事故、如何ほどの時日を要するやと問ひしに、三年なりと答へたり。魯國より歸らば、左程はかゝらざるやうに聞及びし故、魯國にて萬一事成ら

ざるときは、紅毛人に頼まんと決心したるに、今や此仰せありしかば、喜ぶと限りなし。後に聞く所によれば、今帝女王は御名をエカレリナ、アンキセウナと申して、御年六十四、太子はパウロイチ年三十九、皇孫は一人はアレキサンデル、パウロイチ年十六、一人はコンスタン、パウロイチ年十四にならせらるゝ由なり。

伯得堡は二里四方もあるべき大都にて、王宮の構へは、我國の大名の城廓等にくらぶれば、少しも城と見えざる建物にて、平人の住居と大差なく、煉瓦を五重六重に築き上げ、二重三重めに築山泉水花園などあり。國王より腰時計と「メンタアリ」を賜はりしが、「メンタアリ」の一面は、國祖伯多帝乘馬の圖、一面は現女帝エカテリナの肖像なり。此は勳章にて、國家に功勞ある者の外には與へざるものなれば、何方に行くも之をかけ居れば、款待せらるゝなり。特に滞在中は、度々國王より招かれ、世

嗣又は子息息女の側近くよて、談話の應答をなし、其の他官吏豪商等に招かるゝと概ね虚日なく、これがために、城中殘る限なく見物し、又何處に往くも、胸にかけたる「メタル」のために、例外の國人として、とがめらるゝとなし。我國にて老中ともいふべき官人と、馬車に同乗して野外に遊びたるともありしが、其往來至て手輕のものなり。女帝の行幸さへ、車の前に前驅二人立つ位のとにて、人留等のは更に見ざる所なり。滞在中は、何れを見ても、眼を驚かさざるものなく、高樓雲に聳へて、夜は街燈晝を欺き、ゆきかふ人々一人として提燭を携ふる者なく、大道廣くして馬車軌を列べて駛すべく、病院棄子院學校等の備はれると、唯盛大といはんより外なきなり。寶庫には大なる磁石あり、大さ三尺ばかりにて、方形なり。筋金を入れて釣り下げ、其四隅に百貫目の礎一箇づつすひつきたり。其傍の螺施を廻せば、四箇の礎地に落ち、又螺施をも

どせば飛び上りて吸付くと元の如し。其奇巧唯目をれどろかすばかりなり。

これより、少しく此國在留中の雜事を記さん、に言葉の我國と同じきは、唯人參茶煙草の三なり。或る露人は、水晶にて天日をと、煙草を吸ひたるものありしが、光太夫は、日輪に不敬なりとて之を爲さざりしに、彼れ大に之を笑へり。又武藝の練習は、砲術と足踏の稽古を専とし、刃物は鈍くして切れざる様なり。弓を持つは、獵師に限り、其弓は我蝦夷人の弓の如く、甚だ粗末なり。總て此國は獸類甚だ多く、其草をは多く外國へも出すなり。之に反して藥種の類は甚だ少し。

此國に、我國の事によく明かに知れたるは、驚くに堪へたる次第にて、我國の事情を詳かに記したる書物、又は日本總圖等數多ありて、都邑山河の名稱諸大名の紋所まで、委しく記入せり。又松前より渡りたりと

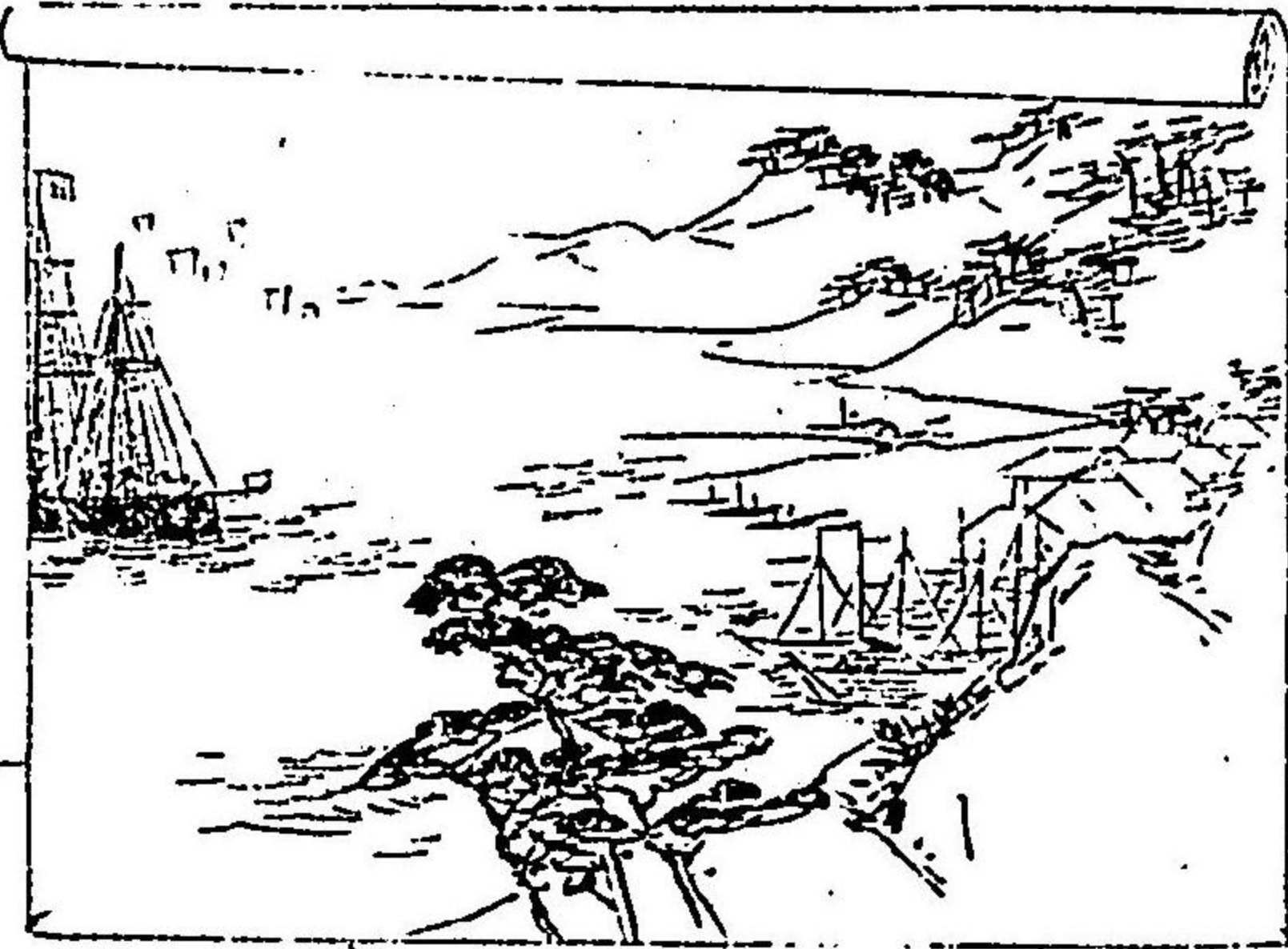
て、淨瑠璃本四五冊と、市川團十郎の畫紙あり。忠臣藏と源平盛衰記中の義經頼朝のとなと明かにて、且又菅公を尊敬し、たしなべて本邦を神國として慕ひ、當時の桂川甫周中川淳庵〔中川淳庵は若州の侍醫なり〕の名をば、いつれもよく知り居れりとぞ。

伯得堡に、鼠程の野猪兎雀ほどの矮雞ありたれば、歸國の節持ち歸らんと、三疋まで飼ひれさしに、彼の國人口々に、所詮保つまじといひたれども、若しやと思ひて飼ひ置きしに、果して残らず斃れたるは、残念なり。いよく魯國政府より護送さるゝとに定まり、光大夫は金銀百五十文、小市磯吉は同五十文、其他に「キヒツカ」とて輿の如き乗物二臺、傳馬四頭、道中切手なりとて、首にかけれくべき銀の小判形へ國祖と現女王の像を彫刻したるもの等を賜はり、國を出てより十年目なる、亥年十一月廿六日に、キリロ同道にて伯得堡を立出で、國王の舊都なる莫斯科に立

ち寄り、十四日間逗留す。此地に有名の大砲あり。砲口に入り、仰向に臥し、手を伸して試むれば、其指さき少しくつかゆるほどにて、長さ三間許りなり。又有名なる大鐘あり。焼落ちて今は大地に喰ひこみ居れば、周りを掘りて石垣を作り、其内へ下りて見るやうにしたり。其大なると言語につくしがなく、小山の如く見ゆるが、重さは我國の四貫五百目を一貫目となして、二千五百貫目あるよしなり。さてこゝを立ちて射鴻塚に向はんとするに、此地の重立たる人々に招かれ、立膳の馳走等あり、来る五月ころ出帆すべしと、國王の仰せなりとて傳へらる。それより東方さして、射鴻塚に着きたるは、子年正月三日なりき。かくて五月廿日、キリロ、アタム同道にて通辭、其外共出發し、舊路を還り、六月十九日夜、光塚に着し、七月二日同所を立ち、大塚につきたるは、八月三日なり。こゝよりアタム並に船頭等三十九人と、光太夫磯吉、小市都合四十

二人乗り組み、九月十三日同所を出帆し、十月十七日といふに、嬉しやわが日本國東蝦夷地の内ねもろに着きにけり。時は維我國の寛政五年九月三日にて、一同は天明四年より、彼の國の曆數に従ふたれば、四十餘日の差ひを生したり。三人は直に松前奉行の手に渡され、次て江戸に送られ、將軍の覽にも備はりしとにて、我國人の漂流して歐羅巴大陸に到り、恙なく歸朝せるは、此三人を以て嚆矢とし、いとめめでたき珍事なり。然るに憐むべし。小市は十數年來の苦辛も水の泡、日本に着きたるまでにて、ねもろに歿したるは、氣の毒とやいはん不運とやいはん。さて二人は將軍の糺明も終りて、白洲を退き、雉子橋なる御殿の宿に歸り、官命如何と待けるが、これより先き、光太夫の一船行衛知れざりしとき、三ヶ年は待ちたれども、少しも手がかりなかりければ、海上にて果てたるととなし、白子村にて佛事を營み、これまで多く水死せるもの

の菩提のためとて、江戸回向院内へ卵塔を建てたりしが、一つ昔をすぎし今日、白子の船客歸れりと、聞く人々は夢現、回向院なる卵塔を、これかあれかと尋ぬるに、船の形の石塔に、光太夫と彫付けたるもありたれば、これ此人の歸りしなりと、觀る者市をなせりとぞ。



此年も暮れて、翌寛政六寅年六月十三日、二人共に外國に漂流し、幾多の歲月と艱難をへて歸朝せると、奇特なる志なりとて、金三十兩づゝ、賜はり、別儀を以て在所に歸るを許さず、江戸番町の明地藥草植場の内に住はせ、月々の手當として、光太夫に三兩磯吉、二兩づゝ

賜ひ、勝手は妻を呼ひ寄せ、植場の手傳等を爲すに及ばず、當分無役にて安居し、外國の事は猥りに他に語るまじく達せられ、又根室にて病死せる小市の家郷なる石川日向守領分勢州川曲郡南若松村小市の遺妻に於ては、十三年以來貞操を守り、四石餘りの田地を耕作して、農業を勉め居たりし賞として、銀十枚と小市の遺品一切を賜はる旨、同年八月十五日を以て達せらる。されば一婦は故郷に未亡をかこち、二夫は藥園に餘生を送り、幸と不幸の二色を、西と東に咲き分けしも、定めなき世の習ひなりけり。

本日 漂流譚。 第二篇。 大尾。

本書第一編に就て各新聞紙の批評文(府下の分の) 篇を掲ぐ

批評文の中、事實を誤る者二三あり。擔任記者の粗漏なるべし。

- 毎日新聞 (八月十日) 著者か小國民の主筆たる餘暇得意の健筆を振ひ幕府治世中我船舶の異域に漂流して危難に遭遇せる古譚を蒐輯編著したる是其第一編なり而して著者の意は兒童に海事を知得せしめ國民教育の一助となさんとするより舊事も久くして新となる此書の如きなり
- 改進黨新聞 (八月十一日) 小國民の主筆石井民司氏の著述よかふる日本漂流譚の壯闊を懐きて遠く海外へ通商貿易を試みたる人々が流離遭難の有様を叙し以て兒童の志氣を鼓勵せんとするより家庭教育の要書なり
- 寸鐵 (七月十三日) 小國民の主筆石井研堂氏往古國民遠航の志方今陸路挫折して空しく孤島の中を屏息するを嘆じ古來の天性を復活し遠征航海の雄志を養成せん目的を以て在昔邦人の波瀾時を誤て漂流萬難を營めし事蹟を編著して日本漂流譚と題して世に公せり今や栗島に在て區々たる政治を奔馳し一法一規を拘々焉たる時長鯨を斬り醉夢を破るの感あり其編体文筆の如何を問はず兒童教育の有益の書たることを信するなり
- 繪入自由新聞 (七月十四日) 本書の第二出版を以て完結する由なるが編者の意の固く兒童をして海事を知らしめ亦た國民教育の一助を供するに在りて存するといへば其道は志ある人の是非とも一讀せざるべからず書中載する所徳川氏時代を限りて漂人の談話各島の風俗禽獸草木等なり廣業氏的美麗なる挿畫と柳源吉氏の石版畫を添へたれば美麗いふばかりなりし
- 都新聞 (七月十五日) 日本漂流譚第一編現る編者の目的は日本男兒をして遠征の雄志を煥發せしむるに在り第一越前の人難船に漂流し明韓を経て故郷に歸る第二阿紀の人無人島に漂若し一板一縁りて故郷に歸る第三尾張の人馬丹島に漂流し土人を欺き故郷に歸る第五筑前の人保爾尼に漂流し萬死を出で、故郷に歸りし事柄を詳記し且つ圖を以てす一たび之を緋けば鬼哭啾々の中又言ふ可からざるの歡聲を聞く
- 國會 (七月十六日) 此書の小國民主筆記者石井民司氏が日本海國に育ちたる兒童をして航海の業を知らしめ傍ら國民教育の一助を供せん爲め編纂せしものとして徳川時代は海外へ渡航せし漂流人の奇談を掲げ之に加ふる各島の風俗人情等を記述し且美麗なる繪畫等も挿入したれば當兒童の讀本として適當なるのみならず當時海外の事情を知らんとする人々を取りても亦有益なる書冊なるべし
- 郵便報知新聞 (七月十六日) 魯敏孫漂流記が如何

多く海國の紅顔子をして敢爲の氣象を養ひ成せしむ
這種の書物の今も我國縁髪見の手も上る喜ぶべきかな
此の書の外國に漂流したる我が國民が齎らし歸る實話
を蒐集したるもの著者の曰ふ兒童は海事を知らしめ國
民教育の一助となすありと東洋の海國一日も早く狂
瀾を行くと坦途の如く帆を操り談笑するの健兒を出だ
したし

●東京朝日新聞 (七月廿一日) 本書の小國民の主筆石
井民司氏が國民教育の一端を供せんとの目的を以て徳川
幕府の頃漂流譚中事實の殊々著しきを集録したるもの
なり當時船舶の構造十分ならざるより動もすれば激浪
怒濤の爲に其身を過ち又ハ鵬程萬里の異域に漂流して
幾多の辛酸を嘗めたるもの少なからざる中本編は載
する所筑前唐泊の水夫孫七が乗合廿人と共々南海に吹
流され九年間の難苦を嘗め盡して只一人歸國したるが
如き酸の又酸なるものといふべし今や海は瀛洲あり
世界合璧の如し讀者須らく省慮する所なかるべからず

●時事新報 (七月廿一日) 學齡館出版の日本漂流譚
ハ徳川時代ハ我人民が風波のため吹流され海外各地
に漂泊して種々の事象を見聞し様々の困難を嘗めたる
數種の記事を集めたるものなり

明治廿六年十一月九日印刷
明治廿六年十一月九日發行

版權
所有

王を助けて亂民を征伐し或ハ有無を交易して百萬の富
を致すの事迹を畫く乍よして鑿屑作よして孌然乍よし
て躍如たらしむ兒童の好伴侶なり

●中央新聞 (七月廿二日) 小國民の主筆石井研堂氏
が兒童は海事を知らしめ國民教育の一助を爲さんとて
博く徳川時代日本漂流人の記録雜記等を搜り其傳記五
篇を編纂せしものは是れ日本漂流譚第一なり行文流暢字
句平易實ハ兒童の愛讀を止まらず荷くも海事志ある
もの一讀して以て參考を資するに足らん

●日本 (七月二十四日) 昨日ハ海國出で今日ハ漂
流譚出で海内の人漸く我海軍思想を動さんとする由
るか將た有識の人我海軍思想を發せしめんとする由
るか邦家の爲め喜ぶべきなり此書ハ近三百年鎖國の
世代ハ海の四外に漂流し未だ見不知の事を同胞ハ傳へ
たる異聞と其人の難苦を忍びて功績を國家ハ與へたる
功績を叙す其少年の爲め謀るの用意定ま喜ぶべし

○第一編の出るや、漂流の材料を寄せ、或ハ書を寄せて
材料を貸さんとを照會されたる諸彦多し。謹て此ハ鳴
謝す。尙ほ諸彦の愛顧より、寸志を大成せんと希
望の至り堪へざるなり。

編者敬白

定價金貳拾五錢

著作者 石井民司

東京府北豐島郡谷中本村

發行者 高橋省三

神田區錦町二丁目五番地

印刷者 島連太郎

京橋區西紺屋町廿六七番地
秀英舍員

發行所 學齡館

神田區錦町二丁目五番地

取扱所 學齡館支部

大坂南久太郎町

特別大賣捌 前川善兵衛

大阪南久賣寺町

票流譚

學齡館發行

大 賣 捌 所

- 京橋區尾張町
- 京橋區彌左衛門町
- 日本橋區小網町
- 名古屋玉屋町
- 西京佛光寺町
- 西京新町竹屋町
- 札幌市
- 神戸元町
- 九州熊本市
- 鹿兒島市
- 筑前博多
- 全
- 長崎市
- 仙臺市

- 東 海 堂
- 巖 々 堂
- 信 文 堂
- 川 瀨 代 助
- 東 枝 律 書 房
- 便 利 堂
- 玉 振 堂
- 船 井 新 聞 店
- 長 崎 次 郎
- 吉 田 幸 兵 衛
- 森 岡 商 店
- 積 善 館 支 店
- 安 中 半 三 郎
- 木 村 文 助

其外諸國各雜誌書籍店

5
2
87

